

産業構造審議会 産業技術環境分科会 第9回資源循環経済小委員会

議事録

■ 日時：令和6年6月27日（木）16：00～19：00

■ 場所：対面・オンライン開催（Teams）

■ 出席者：梅田委員長、栗生木委員、池田委員、石坂委員、石山委員、
大和田委員、岡部委員、斉藤委員、澤田委員、末吉委員、醍醐委員、
高尾委員、所委員、町野委員、三室委員、山本委員

■ 議題：

○事務局説明

○自由討議

■ 議事概要

○梅田委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第9回資源循環経済小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます委員長の梅田です。よろしくお願いいたします。

本委員会は対面とオンラインのハイブリッド形式で開催し、委員会の模様はYouTubeにてライブ配信しております。

開会に当たりまして、畠山局長より一言、開会の挨拶をお願いいたします。

○畠山産業技術環境局長 産業技術環境局長の畠山でございます。皆様、御多用の中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。また、オンラインで御参加の皆様も本当にありがとうございます。

前回中間取りまとめの骨子案について極めて本質的な御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。引き続き、本日は中間取りまとめの案について御議論を頂戴できればと考えております。成長志向型の資源自律経済を実現するため、規制・支援一体型の包括的な制度整備に向けて極めて重要な論点でありまして、事務局としては関係業界の意見をいただきつつ、委員の皆様の御指摘も踏まえた上で委員会の中間報告の取りまとめを行っていききたいと、このように考えているところでございます。本日もぜひよろしくお願い申し上げます。

冒頭、私からは以上でございます。

○梅田委員長 畠山局長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に先立ち事務局から出欠状況の確認をお願いいたします。

○田中資源循環経済課長 事務局の資源循環経済課長の田中でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様の出欠状況でございますけれども、現在会場においては高尾委員が10分ほど遅れるという御連絡を頂戴しております。御欠席の委員は金澤委員お一人と伺っております、オンラインの皆様も斉藤委員は遅れていらっしゃるということではありますが、ほかの委員の皆様は既に参集いただいております、定足数を満たしていることを御報告したいと思います。

次に、今回から新しく就任された委員を御紹介させていただければと思います。長谷川委員に委員を務めていただきましたけれども、人事異動に伴いまして新しく一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部長の池田委員に御就任いただいておりますので、一言御挨拶をいただければと思います。

○池田委員 池田でございます。5年ぶりに環境政策の担当に戻ってまいりました。再び環境政策の議論に参画できることをうれしく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中資源循環経済課長 池田委員、ありがとうございました。

以上でございます。

○梅田委員長 池田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、資料の確認について田中課長からよろしくお願いします。

○田中資源循環経済課長 本日の資料でございますけれども、資料1から資料3まで合計3種類の資料を用意しておりますので、お手元のiPadにて御確認いただければと思います。もし不備等ございましたらお申しつけください。

以上です。

○梅田委員長 田中課長、ありがとうございました。

では、本日は、まず事務局より成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間取りまとめ案に関して御説明いただき、その後、自由討議といたします。予定では19時までとしておりますが、議論が早めに終わりましたら19時より前に閉会とさせていただきますと思います。今日は約束を守るのではないかなという感じがしています。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。次に、事務局より中間取りまとめ案に関して御説明させていただきたいと思います。田中課長、よろしくお願いします。

○田中資源循環経済課長 委員長、ありがとうございます。

それでは、皆様のお手元に資料3という資料を配付させていただいております。タイトルは「成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間取りまとめ案」という形にさせていただいております。本日御審議いただきました上で、ここの「案」は一応ついたままでパブリックコメントにかけさせていただきまして、その結果を踏まえて梅田委員長にも御相談しながら「案」が取れる方法を、最後確定するところを皆様にも御相談したいと思っております。

ページをおめくりいただきますと、まず1ページでございます。目次になっておりますけれども、前回御審議いただいた骨子については、基本的には政策の打ち手のところを中心に御議論いただきましたけれども、報告書におきましては、そもそも我が国における循環経済を巡る動向であったり、諸外国の動向を踏まえた上で、現在どういったことを問題視して取り組んでいかなければいけないのか。そのときに取り組んでいくべき視点といったところをきちんと記載させていただいた上で、IVで施策という形にさせていただいているところでございます。

早速でございますけれども、3ページ以降を御説明したいと思います。

まずI、3ページ、我が国の循環経済を巡る動向でございます。こちらは委員会でもイントロで既に御議論いただいたところで、インプットもさせていただいておりますので、さっと行かせていただきたいと思います。

最初のパラでありますけれども、我が国は世界に先んじて3Rに取り組んできたということで、それによって国内の最終処分量は著しく減ったということでございますけれども、他方で、これを資源としてみなして資源の利用量を最大化するといった流れ、あるいはリユースであったり、さらに最近ではリペアといったところについて伸ばしていく政策は、必ずしも十分ではなかった可能性もあるということでございます。

そうした中で世界的な課題。1つは資源の確保という観点。それから気候変動を中心とするグローバルレベルでの資源を巡る課題への対応が求められてきたということで、こういったものにも対応しながら経済を続けていくと、成長を続けることについては線形経済から循環経済に移行していく必要性がある。

そしてそのときには、両方視点を入れるべきところは、1つは付加価値の最大化。すな

わち資源を使って、いかに多くのタスク、あるいはバリューを生めるかという資源生産性（＝GDP／天然資源等投入量）と書いてありますけれども、分子も拡大していき、そして分母を最小限にしていく取組が併せて求められているということでありまして、これを成長のエンジンとして進めていくことが新たな循環政策として求められているのではないかと書かせていただいております。

それを踏まえて4ページ、2.でありますけれども、経産省としては2020年に循環経済ビジョン2020を発出したしまして、2023年には成長志向型の資源自律経済戦略をリリースさせていただきました。この中では下のほうのパラですけれども、1、2、3とありますが資源制約リスクがある中で経済の自律性を担保し、環境制約にも応える形で政策をくみ上げ、そして成長機会にしていくことが求められているという問題意識に基づいて、議論を展開してきているということでございます。

次のページですけれども、今後の方向性としては価値循環、すなわち、資源循環を通じて、最終的には価値がどれだけ回転して増やしていけるか。こういった価値循環を伸ばしていくことによって、人々のウェルビーイングにもつなげていき、そしてサービスも伸びていくことを狙うということでございますが、そのときの政策のフレームワークとしては、これも1、2、3と書かせていただいておりますけれども、1つはルール整備。これは局長からも申し上げましたが、1つは規制。もう一つは政策支援。両面をきちんとやりつつ、具体的な案件を前に進めるためのパートナーシップ。この3つの枠で取り組んでいきたいということでございます。

6ページでございますけれども、3.であります。戦略策定後の動きを確認させていただきますと、まずサーキュラーパートナーズ、昨年9月に立ち上げまして、現時点、本日時点で467者の加盟をいただいております。毎月20者ぐらい増えているような計算になると思いますけれども、非常に多くの方に御参画いただいている状況でありまして、この中でビジョン、あるいはロードマップの策定、それから情報流通プラットフォームの構築、また地域循環モデルの構築。こういったことの議論を進めている状況でございます。

もう一つとしては情報流通プラットフォームの構築ということで、具体的な案件の掘り出しにも取り組んでいる状況でございます。

もう一つの柱である制度整備の議論というものが、本資源循環経済小委員会を昨年立ち上げさせていただいて、制度の議論を続けてきたということでございます。

こういった国内の状況と、もう一つ、踏まえるべきは海外がどのように動いているかと

ということだと思います。それがⅡというところでございますが、諸外国の状況については近年では特に欧州が中心であるものの、様々な国々において循環経済の推進への動きが非常に活発化してきていると考えております。代表例としては欧州がサーキュラーエコノミーアクションプランというものを打ち出して、アクションプランに基づいて本当に多くの規制などを出してきているような動きがございますし、また下のほうに行きますとグローバル企業はと書いてございますが、先端企業であればあるほど、規制より先んじて活発な循環経済に向けた活動を増やしてきているという状況でございます。

7ページ以降は、その例を幾つか本委員会でもインプットした内容を入れさせていただいておりまして、詳細は割愛したいと思いますが、例えばEUにおいては再生材の利用を面的に、電気電子機器であったり、自動車、バッテリー、容器包装、繊維、建設といったもので再生材利用をたくさんしようと。

あるいはESPRという形で、8ページでありますけれども、エコデザイン規則という形で様々な製品に再生材利用だけではなくて、いわゆるエコデザインを徹底するという規制の網をかけてきているという御紹介。

9ページであります、それに呼応するように民間での規格開発の議論もあったりすること。そして企業の活動をより可視化していく動きも非常に活発であるという御紹介として、1つは規制のアプローチとしてCSRDが欧州でも設定されていることもございますし、10ページにおいてはIFRSにおいてサステナビリティ基準というものが発出されておりますけれども、この中においてもサーキュラーに関する開示事項がどんどん追加されてきているということでございます。

また、11ページにおいてはISOの御紹介をしておりますけれども、日本も参画して議論を続けてきておりますし、民間団体の動きとしても(4)でありますWB CSDという場において、サーキュラリティをどう図るかといった議論も活発に進められている状況ということで、こうした世界の動きを踏まえながら日本の対応を取っていく必要があることを書かせていただいております。

その上でⅢでありますけれども、本小委員会でこれまで議論してきたときの、今後どのように検討を進めていくべきかという視点、あるいは考え方の御紹介であります。

まず、なぜ線形経済が問題かというところを書かせていただいております。まず素材と書いておりますけれども、素材産業は様々な資源を消費し、かつCO₂排出もしている中で、グリーン素材というものを活発に供給していきたいというモチベーションがあったと

しても、なかなか調達してもらえない環境がまだ未成熟ということが1つある。素材を調達する製品メーカーにおいては、追加的なコストを支払ってグリーン資源を購入することをしていても消費者に認めてもらえない。マーケットがアプリシエイトしてくれないという状況がある。そして消費行動をどう変えていくべきかというところ、そのためには環境価値が足元ではなかなか可視化されていない状況がありますし、またそれに対してお金を払う状況が今の時点でなかなか生じていないということでもありますので、こういった市場を官民併せて一緒に育てていくことが、何より上流に遡って資源の循環が促されていくということではないかと思っております。

逆にこういったものをしなければ天然資源依存というものがなくならず、資源をたくさん持っている国への地政学的リスクに依存する状況は変わらないということだと思いますし、また環境価値を評価する状況がなければ、環境労働規制が緩い第三国に需要が流出してしまう構造は変わらないということだと思います。日本は資源循環ということ、サーキュラーというものについては非常に高いものづくり国としての技術を有していることから、日本こそこういったものをチャンスとしてグリーンマーケットをつくっていく、国際市場に打って出るための環境を整えて成長戦略としていくことで、国富を伸ばしていけるのではないかという問題意識であります。

その際の非常に重要な視点として2.でございますけれども、資源生産性の最大化ということを書かせていただいております。これは先ほども申し上げましたけれども、単に資源をぐるぐる回していればいいということではなくて無駄のない資源の利用、最終的な目的は資源利用と成長のデカップリングということでございます。そのためには、GDPを最大化していくプロセスの中で様々な工夫をして、資源の消費量を減らしていくことが併せて重要になってくるということでございます。

まずは製品を1つつくるにしても、その付加価値を最大化していくという意味ではイノベーションを通じた製品の高機能化、ビジネスモデルの変革といったものは何をおいても非常に重要ということでございますけれども、単に循環政策だけではなくて、まさに国家における産業政策、イノベーション政策を中心としながら、サーキュラーエコノミーとしても連携していくということだと思います。

それからサーキュラーエコノミー政策として重要になってくるのは、一度つくられた製品の効用をどのように最大化するか。すなわち販売、利用、維持、補修、再利用といったものの在り方を、社会的に最適化していく仕組みを構築していく必要があるのではないかと

ということでございます。

もう一つは、こちらのほうが分かりやすいことではあるものの、天然資源の消費量を減らすためには省資源化であったり、製品寿命・耐久性の向上、そして再生材やバイオ材といった、ある意味持続可能な素材に転換していく。そして製品自体を循環配慮にしていく。こういった取組も併せて必要ということだと思います。その際には単に資源を供給する側の技術だけでなく、出てきた再生資源等を使いこなす技術といったところも、スコープに入れて伸ばしていく必要があることだと思っております。

こういった観点から既に存在している資源法の中に指定省資源化製品や、指定再利用促進製品といったフレームもありますが、こういったもののフレームを高度化していく。トップランナー的な観点であったり、あるいはカバーできていないところを制度的に拡充していく。こういうところが重要になってくるのではないかとというのが仮説でございます。

3. であります、では具体的にどうしたらいいかというと、1つは循環の実態が分からないことには政策も打てないということがございますので国としても把握をし、民間企業としても把握していただくようなプラクティスを根づかせていくことを、官民併せてやっていく必要があるだろうと。こうしたP D C Aサイクルを回していける環境整備が何よりも重要であろうというのが、14ページの冒頭に書いてございます。

そういった状況の上で具体的に資源生産性を改善していく手として非常になってくるのが、製品の効率的利用というところでございます。これは一次マーケットも二次マーケットも両方入ってくると思いますが、例えば手段としては製品のシェアリングであったり、サブスクリプションなどのサービス化であったり、あるいはリペア、リマン、リファビッシュといった、いわゆるC E コマースビジネスを伸長させていくことが非常に重要でありまして、マーケットの伸長及び消費者の皆様の体験ですね。いかに価値があるかというものを、併せて伸ばしていくような政策が重要になってくるということだと思います。

5. でございますけれども製品設計の高度化ということで、1つは何よりも物をつくるのであればエコデザインを求めていくところ、そして今まではエコデザインの判断基準というものを定めていたわけでありましてけれども、その中でもどれが優れているのかといったような、ある意味エコデザインの競争を促していく環境整備が必要ではないかということで、トップランナー制度のところも書かせていただいております。

それから製品レベルのみならず、循環資源自体の流通促進も併せて必要ということだと思います。

そしてA)に書いてあるのは、これまで循環資源が本格的な資源としてみなされなかった背景としては、供給側、需要側共に両すくみの状態があったということだと思います。これを解消するためには、やはり両方取り組んでいくことが欠かせないということだと思っております。

そのときに量と質の問題があるということで、B)量の確保と書かせていただいておりますが、次の15ページを御覧いただきますと、これまで我々の政策のフレーム自体が必ずしも循環資源の供給量の最大化という観点から最適化されていたかということ、これは見直す余地があるのではないかなと思っております。資源法をはじめ様々なリサイクル制度も、いま一度見直すことが必要になってまいるということだと思います。

それからのべつ幕なしに対処することになると、とはいえ、もう既に循環がある程度されている資源と、全くできていないけれども緊急性が高い資源というものに分かれる状況がございます。ですので戦略的に必要性が高いものから取り組んでいくということで、ここでは具体例としてプラスチックとレアメタルというものを書かせていただいているところでございます。

C)でございますが、それに併せて質の確保が欠かせないということで、規制さえつくれば質の担保ができる性質のものでもございませんので、足元ではC P_sという場で産官学の連携で品質要求といったものを明確化していく、共通理解をつくることに取り組んでございますけれども、こういったものに加えて、そういったものが使われていくようなインセンティブを制度的に措置していくことが重要になってこようかと思えます。

以上を踏まえますとIVでございますが、ここからは前回骨子案として提示させていただいたものを各種調整いたしまして、確定的な文章にさせていただきます。

まず1つ目は先ほどの問題意識、3、4、5とあったものと同じ順番で並んでおりますけれども、1.で自律的な循環経済の促進に向けて環境整備、可視化をしていく必要があるということだと思いますが、これまで循環の度合いの把握というものは非常に難しい。すなわち1つサプライチェーンを遡ると、その先はもう見えない状況が今も存在しているということだと思います。ガイドラインみたいなものをまず策定して、どういった指標をミニマム、企業として把握すべきなのかというものを明らかにした上で、その次に情報をどうやって確度高く整備していくかというところは、併せて情報流通プラットフォーム等を通じて御支援していくことが必要になると思いますので、ここは規制というよりまずはガイドラインを、もう既に有識者の方に集まっていいただいて議論を進めているところでござ

ございますけれども、これを確定してリリースしていくことに事務局としては努めたいと思います。

2. でございますけれども、ビジネスモデルの革新、C E コマースの促進ということでございますが、現在の資源法においては製品のエコデザインはありますが、サービス提供の在り方についてのベストプラクティスを糾合するようなフレームはございませんでした。ですのでC E コマースのベストプラクティスを標準化していく。すなわち判断基準を設定して業種ごとに、こういったことをやっているとサーキュラーエコノミーに貢献できますよという判断基準を設定していくことを検討したいと思いますし、またその中でも、特に非常に高いC E 性を担保しているものについて御支援していくことの検討を加えていきたいと思います。

16ページでございますけれども、(2)トレーサビリティ促進のための表示制度の導入ということで、製品の循環を担保するためには情報が循環しないと効率的な稼働率は望めない。そのときには個別の製品が特定できて、情報と結びつけるための個別識別ができることが重要になってまいりますので、特にC E コマース市場での長期的な流通が望めるようなものについて、個別識別子の付与について義務づけができないかということを検討していきたいと思いますし、そういったものと併せて(3)情報流通プラットフォームを構築していく。これはC P sにおいて予算的な措置も取りながら進めていくことを検討したいと思っております。

また、製品レベルでは稼働がおぼつかなくなったものについても、部品レベルで見るとまだまだ使えるものがあるということがございます。部品のリユースといったものも、あるいは、リマニュファクチャリングを進めることも、重要になってまいります。

その中で1つのアイデアとしては、家電リサイクル法という制度がございますけれども、この中で部品についてのリユースという項目が含まれている。そしてそれを実際に活用できないかという検討をしていくことを視野に入れたいと思っております。

3. でございますけれども、製品設計の高度化ということで資源消費量の抑制のために、まずはエコデザインの高度化をしていく。トップランナー認定を入れて、それが可視化されて商品に表示されて消費者の方が選択できるようにしていく。こういった制度を工夫したいと思います。

(2)でございますけれども、需要と供給をつくっていくという中の1つは、需要をつくる点におきましては、A) というところで再生材の利用に関する義務の拡充と書かせていた

だいております。拡充の趣旨は既に資源法第4条におきまして製品を特定せず、あるいは資源を特定せずに、一般則として企業においては再生材の利用に努めなければならないというプログラム規定はあるものの、それ以外のフレームがない現状を捉えて努力義務規定のようなものが努力義務だけにとどまらないように、実効性あらしめるために判断基準を設定し、一定規模以上の企業ということになると思いますけれども計画策定を求め、実施状況の報告を求めるというPDCAサイクルを構築していきたいと思っております。

まず私どもとしてはプラスチックが急務と思っておりますけれども、プラスチック等と書かせていただいているのは、またゆくゆくの議論の中で重要な物質が出てくれば対処していくということだと思います。

なお、定量目標については前回様々な御指摘がありましたけれども、業界ごとによって取組の状況やアベイラビリティ、あるいは使いこなしの技術が様々ということが分かってまいりましたので、一律に定量というのは難しいことはありつつも、早く進んでいるところもありますので跛行性がある状況だと思ってございます。これは業界の状況を踏まえて早いところ、あるいは当面は定量目標が難しいところは無理に入れない。こういったところはきちんと現状を踏まえた上で議論を積み重ねたいと思ってございます。

17ページ、B)であります。有用な資源を含む副産物。ここは先ほどあつた中で言うとレアメタル、レアアースといったものを念頭に置いてございますけれども、工場の副産物、端材といった形で出てきているものについても先ほどと同様に、これを使ってねというだけではなくてきちんと計画策定、定期報告、判断基準の設定といったものを行っていきたいと思っております。中でも今後非常になってくる車載用リチウムイオンバッテリーを対象とすることを念頭に置いている状況でございます。

それからC)でございますが、こういったことをやると当然のことながら高くなるという状況がございます。高いけどやってねというだけではなかなか進まないことがございますので、これに対する適切なインセンティブを付与していくことを検討したいと思ひますし、その際にはきちんと国のグリーン調達なども使うことと、もう一つはグローバルな競争力をそいではいけませんので、グローバル競争力をそがない形での御支援を検討したいと思ひます。

それから循環資源の供給側も強化しないと絵に描いた餅になるということで、具体的に言うと、1つはA)というところで既存インフラの最大限の活用ということで容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法、様々な循環資源の入り口をつかん

でいるインフラがございますので、これを最大限活用して適切なインセンティブ構造をつくり直すことを、環境省などとも相談しながらやっていきたいと思っております。

それから再生資源供給産業の育成ということでよく御指摘があるのは、廃掃法の規制が厳しくてなかなか経済性が出ないのだよねというのが言い訳としてもあったのかなという気がいたしますが、今回の国会において資源の供給高度化法という法律が環境省提出で無事成立してございますので、要件がまた緩和されるのだけれども、この法律で設定される要件が厳しくなったら意味がないので、その辺の要件については環境省と一緒に適切なものにしていくこととともに、廃掃法の特例規定は何もこの法律だけではなくて様々な、小電法であったり、プラ法であったり、資源法にも存在しますので、この辺の平仄をきちんと合わせていく議論も深めていきたいと思っております。

最後、循環資源の質を確保するために必要な措置というところでございますけれども、1つは、これはプラスチックを念頭に置いておりますが品質の可視化と、それがちゃんと供給されることで、容器包装リサイクル制度の中で一定のリサイクル率という定量的なものを今求めているのですけれども、品質的な要件はないところがございますので、この要件も高度化していくという検討を重ねたいと思っております。

最後、再生材のマーケットが立ち上がり出すと必ず出てくるのは、再生材のウォッシュというものもあり得ることがございますので、真面目に再生材を使った人がばかを見るようなことにならないように適切な認証の在り方、あまり高いコストにならないような形での、かつ信頼ができるようなものを、これは民間認証と協力しながら、公的にも何がいいのかというところを見出していくことに取り組みたいと思います。

以上でございます。

○梅田委員長　田中課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまから中間取りまとめ案に関する質疑、自由討議に入りたいと思います。御発言を希望される方は、ネームプレートを立ててお知らせいただければと思います。オンラインから御参加の委員の皆様におかれましては、挙手ボタンにてお知らせいただければと思います。順次指名させていただきます。いかがでしょう。高尾委員、お願いします。

○高尾委員　ありがとうございます。中間取りまとめ、本当にありがとうございました。非常によく取りまとまっているのではないかなと思います。幾つかコメントさせていただければと思っております。

我々として議論を重ねてまいりましたが、次に施策をどうしていくのかということが非常に気になるところでありますが、ページ数を見る限りにおいて現状認識が前半多くて、施策のところがおよそ２ページ半ということですので、ここをもうちょっと、いかに実効性のあるものに厚くしていくかというのが課題であるし、今日の議論の主な点になるのではないかなと思っています。

その中において僕として非常に重要だと思うのは、３．(２)循環資源の需要創出というところが重要だと考えておりまして、何回目だったか忘れましたが市場を形成すること自体が非常に重要な論点になると。市場が形成されれば、そこに対して技術開発投資が進み、生産性が向上し、再生素材の価格が安くなり、機能も高度化されていくと。それこそ正の循環が発生すると考えますが、一番初めにぐるっとギアを一周回す力というのがどうしても必要かなと思います。

そこに対して、政策としてどのようなことをやるのか。ある意味民間事業者全員注目していることだと思いますので、その方向性、特に量的なところ、どのくらいの規模の市場をつくろうとしていて、どのくらいの再生素材を循環させようとしているのかといった量に踏み込んだ議論がもう一歩進めば、この内容はより現実性が見えてくるのではないかなと思います。もちろん定量目標で非常に難しいことは認識しておりますし、業界ごとに違う状況というのも分かるのですけれども、一方でGDP÷資源消費量というKPIが恐らく提示されていると思いますので全体としても、ここを例えば２％、５％改善させるといったような、なるべく数字を持った議論をやっていただくと非常にいいのではないかなと思います。

僕としては市場が一旦できて、その中において適正な競争環境が設定されて、皆さん切磋琢磨していくということが出てくるとと思いますが、一番初めの市場の形成自体は補助が必要だと思っています。

僕の理解においては、GX移行債も順調に発行されていると認識しておりますので、それがこの政策に対して使えるのかどうなのか分かりませんが、明確な財源等を持った上で支援していくことが打ち出せれば民間事業者の参入も増えてくると思いまして、市場の１周目というのが出てくるのではないかなと思っています。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。次はオンラインの所委員、お願いします。

○所委員 ありがとうございます。改めて日本にとって強みのあるサーキュラーエコノ

ミーって何かをしっかりと考えた上で、施策を考えていくべきであると思います。

お話の中にも資源生産性という言葉が出てきましたが、ものづくりでは資源効率を最大化するというのが日本のサーキュラーエコノミーで一番重要なことであって、このときにものづくりを考えると分子に来るのは物の機能であろうと思います。これがGDPでいいのかどうかというのは、お話の中にもありましたけれどもしっかりと資源効率、サーキュラーエコノミーがどういう指標をもってよいとしていくべきなのか。まずは議論を尽くすことが非常に大事で、その次に分母の資源投入量をどうやって日本として少なくするのがいいのかということに関しては、小型化とか集約化とか高機能化とか長寿命化とかもともと日本が強みのあったところが、まさにサーキュラーエコノミービジネスなのであるというところが、しっかりと新しいビジネスも含めて出てくるところを強調して施策を考えていただきたいと思っています。

再生材利用率というのはその中のワン・オブ・ゼムなのであって、資源効率を高めるためのいろいろある中の1つなので、これだけがあたかも日本のサーキュラーエコノミーモデルであるという方向にはならないでいただきたいなというように改めて思っています。

とはいっても再生材の市場をつくっていかなければいけないことは私も賛成しております、これに関しては、どうやって市場をつくっていくかというときにいま一度、どこがボトルネックかということをはっきりと考えたほうがよいと思っています。

今の議論では、やはり出口からつくっていけば、自然と入り口の再生材の供給もうまいく議論になっているように見えますけれども、回収からやり直すぐらい変えていかなければいけない再生材の供給のところは今ボトルネックがあって、その部分をしっかりと施策としても進めていくということが、いま一度重要なのではないかなと思います。

そういった意味においては再生材の利用率は、どれぐらいが日本の強みのあるサーキュラーエコノミーになり得るのかというのは業態とか業種とか分野によって様々だと思いますので、本当にこれからその部分はよく議論をしてつくっていかなければいけないと思っているわけなのですが、ちょうど昨日新聞記事を見ていましたら、もう読売新聞に再生材利用義務化だとか罰則もなんて記事も出ていますので、それはかなり拙速なのではないかなと私は思っています。

世の中一般にもサーキュラーエコノミーというのは再生材利用率だ、みたいな変な短絡的なことにならないように、短絡的なことになってしまうと日本の強みのあるサーキュラーエコノミーモデルビジネスが、逆にちょっとよろしくないのではないかなという懸念も

持っていますので、しっかりと議論を尽くした上で具体的な施策を進めていただきたいと思います。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。では次、岡部委員、お願いします。

○岡部委員 田中課長、御説明ありがとうございます。大変立派な資料で、またこの2、3年、田中課長とか課の方々とお付き合いして、サーキュラーエコノミーがこんなに世の中で認知されるようになるなんて最初のときは思いも浮かばなかったもので、多分経産省の皆様方の取組が世の中に波及したのだらうなと思って、敬意を表したいと思います。

その上でプラスチックという観点から、まず17ページ目なのですが、ここだけでもしよければ御検討いただきたいと思っていて、プラスチックに関しましてはE L V指令といって、廃車指令で25%まで再生材を使わなければいけないというのがかなりハイインパクトで、自動車メーカーをはじめ外圧として今世の中をにぎわして。それに伴いましてS I Pも初めていろいろな団体と大学の関係者、国研も含めてですけれども、リサイクルペレットって今まで研究されてこなかったのですが、これはだいぶサイエンスが進みました。

しかもデータプラットフォーム、品質グレーディング、データトラストといったデジタル化に関しても、欧州に負けないぐらい皆さん認知されてきた。そうなったときに一生懸命やったことが国際認証にならないと、せっかくやったことが強みにならない。マネタイズにつながらないというのは困るなと思っていて、できれば3-2の再生材に関する認証制度の導入というところには、国内だけの議論ではないので、この中には国際というワードがございませぬし、ぜひ経産省は打って出て国際的な取組にしてほしいです。

また先ほどの所委員の話ではないですけれども、日本のサーキュラーエコノミーの特色というのは品質だと僕は思っていて、品質で勝負をしていきたいところがあります。ラミネートフィルムを外して無機物を何とかペレットから除去するとクオリティが上がることは、もう科学的にはっきりしてきていますので、その点においても品質の可視化のA)、B)のところはもうちょっと、3行で終わらせてほしくないなという。日本としての強みはここなのではないかなと思っています。

その上で8ページ目をお願いしたいのですが、プラスチックをやってきて思ったのは、プラスチックは何となくトンネルの先が見えてきたけれども、テキスタイル、つまり7ページ目に繊維とか建築がございましたよね。この先、テキスタイルとか紙とか非常

に難しいと思うのです。プラスチックよりさらに難しい。改善する技術も必要になってきますし、建築なんかも難しいと思っていて、この辺りも可及的速やかに対処を打ってほしいなど。

最後なのですが、建築に関して言うとデータ・マテリアル・プラットフォームだったか、DMPとかあったと思うのですが、いろいろな議論がされているときに多くの場合、西洋建築の話ばかりで、日本の建築は違うなというもっていて、建築に限らないですけれども、何か日本のプロダクツの特徴を国際的認証機関にも認めさせてほしいなど。せっかくここまでの取組になってきているので西洋由来の製品だけで終わらせないで、我々しか持っていないような製品でもサーキュラーエコノミーに関する考え方を世界に発信してほしいなどと思いました。特に17ページ目の品質と国際認証のところは、もうちょっとでいいので加筆していただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、ここで田中課長にバトンを渡します。

○田中資源循環経済課長 まず高尾委員から御指摘いただきました数字の議論は大事ということで、まさにおっしゃるとおりでして、具体的にどれくらいかというのは所先生からもありましたけれども業界ごとに違うことは重々分かった上で早く見通せるような、業界から官民で共有していくことはC P sでも議論しながら、制度に流し込んでいけばいいかなと思っております。

それから最初は補助が大事ということで、G X移行債を発行しながらということで、この7月1日から我々資源循環経済課も明確にG Xグループの課ということで位置づけられるようになります。我々も投資フレームの中に入っておりますので、まさにこういったことのために、G Xに利くのかということをきちんと明確にしながら要求していくことは、一緒に取り組んでいけばいいかなと思っております。

それから所委員から御指摘いただいた、まず分子の機能のところが重要であり、それをどうやって評価していくのかというところが重要であるという御指摘、もつともだと思っています。この辺りもガイドラインということも書いてございましたけれども、特にどこを伸ばしていくことが資源生産性、あるいは資源効率を伸ばすことになるのかという議論は、引き続いて御指導いただけると大変ありがたいなと思っております。またその中で報道等があったという御指摘もありましたけれども、再生材利用率は全体の資源効率を上げるための1つのワン・オブ・ゼムでしかないことも、これもおっしゃるとおりだと思います。ワン・オブ・ゼムといいつつ、ほかの部分もきちんと取り組みながら、ここにつ

いても取り組んでいく必要があるということだと思いますし、そこにおいては大きなネットワークとして回収があることも、これもおっしゃるとおりだと思います。

日本の若干の強みのところは、やはり回収インフラがゼロではないところだと思いますので、面的なカバレッジをどう増やすか。あるいは品質をどう高めていくのか。この辺は出口にどう使えるのかということと関連してくると思いますので、頑張って分別したのに向に追加しないとか、そうになってしまうと社会コストが上がるだけですので、この辺は技術的な御知見などもいただきながら詰めていきたいなと思ったところでございます。

それから岡部委員からあった国際視点というところは非常に重要だと思ってございまして、国際認証みたいなのところについては日本の強みもきちんと伸ばしていきたいということで、恐らく5、6年放っておくとグローバル認証システムがもう出来上がってしまって、そこにチャリン、チャリンとお金流れるという状況が一番よろしくないのではないかなと思っております。そうすると日本は日本でアジアに通じるようなものをつくって、それを相互認証してすみ分けていくことが本当は一番望ましいのではないかなということの一里塚として、こういったものをやっていくべきではないかという旗を立ててみることで、ここは記載のところを充実したいと思います。

テキスタイルや紙、あるいは建築は非常に難しい分野というのはもうおっしゃるとおりでありまして、難しいがゆえにグローバル標準、ISOとか含めてでありますけれども、規格の提案というものがグローバルに見ると法令よりも規格のほうが主戦場ではないかなという気もしております。必ずしも法制度議論だけではなくてCPSでの標準化の議論のところを深掘りして行って、走り出せる業界からどんどん御支援していく。グローバル標準化する資金的な予算もございしますので、これを活用しながら走っていただくと。ぜひとも岡部先生に引っ張っていただきたいなと、国内委員会を立ち上げるところもお願いできればと思ってございます。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。不規則発言をしてはいけないのかもしれないですけども、国際認証は誰かが汗をかかなければいけないですね。それをやる人が、多分経産省が応援してくれるのでしょけれども、先頭に立つ人が誰か必要だということだと思います。

次、オンラインで醍醐委員、お願いします。

○醍醐委員 今までも議論があったところで重複するかもしれませんが、非常に

ややこしい煩雑な話をまとめていただいていると思っています。こうやってまとめる
と、循環型経済の難しさを改めて感じるころでもあって、結局循環しているわけですか
ら、例えば生産材が二次資源の需要側にもなり、あるいは設計というのが資源の材料の需
要側でもあるけれども次の二次資源の供給元にもなるわけで、結局は下流側も上流側も何
か変えようと思ったら両方見なければいけないという意味で、非常に単純な話ではいかな
いころの難しさが改めて浮き彫りになったかなと思っています。

今回当然ながら成長志向だと、あるいは資源の自律型だということ謳ったことにな
っているので、先程来各委員からも御指摘があったように、日本の強みというのをちゃん
と考えなければいけないところが出てくるだろうと思っています。

そういう意味で私の視点からすると、所委員からも御指摘があったところかもしれませ
んが、特に材料面で高機能な材料のところは1つ日本の産業としての強みではないかと
思っていて、その高機能性というのが1つは物性の高さでもあるのですけれども、もう
一つは、例えば寸法精度だとか公差の小ささのところがあるのだと思うのです。それがサ
プライチェーンでつながっていくからこそ、例えば壊れにくいものがつくれたりという
ところにつながっていると考えています。

そういったときに天然資源のように入力として分かりやすいものではなく、二次資源に
なってくるとばらつきが出てくるわけです。その原料において公差の小さなものが引き続
きつくれるかというところは、非常に大きな論点になるのではないかと。報告書の中にも使
いこなし技術という言葉で多分考慮はしていただいているのだと思いますが、今までと同
じものを、原料にロバスト性を持たせてつくる技術って余り夢のある技術開発ではないと
いうか、今まで以上に物性を上げようとするとなんかチャレンジング、チャンピオンデー
タを出したいといって技術開発で躍起になれるのしょうけれども、今までと同じものし
かつけれないのだけれども原料に幅ができるのですという技術って、なかなか支援がない
とうまいこと進まないのかなという気もしておりますので、その辺りはひとつ注力してい
ただいてもいい点かなと思っている次第です。

それともう一つ、先程来の論点に挙がっていましたが利用率だけを追求していいのか
という点です。結局状況に応じてだと思えますし、田中課長がおっしゃるように対象とす
るものによりけりだということをよく認識します。なので、まず実態の把握も引き続き
しなければいけないのだということを書かれていますので、それでよからうかと思えます
が供給側は発生品で限られますので、余りにも取り合いになるようなことがあっては利用

率を追求していても意味ありませんので、状況をよく判断した上で利用率での目標値の設定が妥当かどうかというところは考えていく必要があるだろうと考えています。

以上になります。

○梅田委員長 ありがとうございました。次、末吉委員、お願いします。

○末吉委員 ありがとうございます。ここまで取りまとめ、本当にありがとうございました。

私からは数点、意見を申し上げたいのですが、これは1回目から何度も言ってきたうさいと思われるかもしれませんが、大前提として成長志向型の資源自律経済というものが、結果として資源利用総量が長期的に増えていくことがないように、本来的な意味で持続可能となるように配慮する必要があると。そこはまずお伝えしたいことです。

それから高尾委員も、ほかの委員の方もおっしゃっていましたが市場をつくっていく、需要をつくっていくところにおいては今後の施策は気になってくるところだなと思っていて、12ページに書いてある、グリーンな素材の適切な評価がなく、安価なバージン品に依存というところがあると思うのですけれども、実態はそのとおりだなと。なので資源を利用する需要側の主体的な取組。まさに使いこなし技術の高度化ですとか、積極的な再生資源の利用の両方が不可欠であるということは、もう皆さん釈迦に説法であります明らかであると思うので、それらを推進する具体的な施策というものが必要になってくるのではないかなと思います。

あと16ページに書いてある環境配慮設計についても、素材の質と量と価格を安定させるためにも必要不可欠であるなと感じますので、認定制度以外にもインセンティブ。あるいは無配慮設計に対するディスインセンティブみたいなものもあるかもしれませんけれども、そういったインセンティブを高めていくような施策の整備というのも必要になってくるのかなと思います。

例えばメーカーがバージン素材の安価な価格を理由に、リサイクラーからの再生資源の購入価格を買いたくようなことが起きてくるのは絶対に避けなくてはならないなと思っていますので、そこは静脈側の責任というよりは、もしかしたら動脈側のほうでやっていけることがいろいろとあるのではないかなと思っています。

あと最後に消費者の視点からのお話で申し上げたいのですけれども、今までエシカル消費の普及活動を行ってこる中で、私たちはエシカルについて議論を深めてきたのですが、そもそも消費についての議論は深めてこなかったところがありまして、ここ最近、立教大

学の河口真理子さんという方からもそういったご指摘がありました。

私たちは、エシカル消費の普及がなかなか進まない中、消費者の理解を高めようと消費者教育をやってきたわけですが、もちろんそれも本当に大事なのですが、人の消費行動における心理の理解というのが不十分だったかなと。

改めて消費の意義を問うたときに、エシカルな再生材を使ったような商品のマーケティングですとか、行動経済学についてもっともっと研究とか、あるいは開発が必要だと思っています。実際に消費者というのは買い物をする瞬間にお金を使う、ということから節約をすることに目的が変わる、と人類学者のミラー氏も言っています。実は、家計の節約のための選択は、今回のC E コマース的な分野とリンクする部分でありますので、入手した後、つまり利用している最中、また手放すときのことも含めて、企業側、再生材を使う側のほうからの様々な消費者に向けた発信とかが必要になってくるかなと思います。

つまり、企業側が需要づくりのために、消費者に向けた教育的なものは必ず必要になってくるというわけです。今回のとりまとめには、その視点が一切入っていないので、もし余地があれば入れていただけたらありがたいと感じた次第です。

以上です。長くなりました。

○梅田委員長 ありがとうございます。今日は長くても大丈夫です。では、澤田委員、お願いします。

○澤田委員 今の末吉委員の補足になるのですが、やはり使いこなしというか、使う側の工夫というのも非常に重要だなと思って今聞いておりましたので、一消費者としても、これは心してかからないといけないかと思っています。

まずは中間取りまとめ案、御苦労さまです。まだこれで最終かどうか分かりませんが、非常にいい形でまとまってきたのではないかなと思います。私は前回、言っていることと文章が随分かけ離れているのではないかなと、ちょっと辛口のコメントを差し上げたのですが、この辺りが落としどころかなと思います。

その上でちょっと私見を述べさせてもらいますと、サーキュラーエコノミーというのは、さっき所委員がおっしゃったように再生材の利用だけではないと思いますが、業種によって違うと思うのです。

私たちクリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（C L O M A）などが関わっているプラスチック容器包装においては、リデュースを進め、例えば本体ボトルを再利用する詰め替え容器に変えたことによって74%のプラスチック量の削減に至っているのです。

計算上は、容器包装に使われているプラスチック量としてはもうこれ以上増えないです。これから紙とかその他の材料に置き換わることも含めれば今がピークで、下がってくるのです。

ですから、リデュースというよりも、先ほど岡部委員もおっしゃっていましたが、これからは質の高い再生化、水平リサイクル化、こういう方向にプラスチック容器包装に関しては取り組んでいかないといけない時期になっています。我々CLOMAとしてもそういう方向に持っていきたいと思っているのですけれども、そのためにはできるところからやるとすることが大切です。例えば再生材を使う側からいくと消費者に提供するアローワンスを広げられるようなところから取り組んでみる、規模の大きな会社で量をたくさん使っているところからやっていくなどのほうが、インパクトとしては大きいと思います。ですから、読売の記事に書いてありましたが、再生材利用を義務化すると中小企業は大変だとSNSの声がたくさんありましたけれども、おっしゃるとおりだと思うのです。全部一律にやる必要はないので、本当にやれるところからやるのが大切です。

それから今後ポイントになるところからやる。例えばリサイクルの在り方にしても、今の容器包装でマテリアルリサイクルをとことん突き詰めても、PETはいいと思うのですけれども、オレフィン系のポリマーはどうしても最後混ざります。これである程度の質を確保してやれと言われても、現実無理なところがあるのです。例えば消費者にもっと細かく分けてくださいといっても、プラスチックのプロではありませんからもう限界がある。そうすると、やはりケミカルリサイクルをもっともっと本格化していかないと、プラスチック容器包装に限ってのことかどうかわかりませんが、なかなか質の高いものには進まない。現状ポリオレフィンではほとんどできていないですね。

リサイクルの在り方において業種に合わせた形でどういう方向に持っていくのかということを議論する時期はもう過ぎたと思うので、質の高い再生材を目指し一回やってみることが非常に重要です。高尾さんのところもそういうトライを多分されていると思うのですけれども、私もそこは非常に重要ななと思っています。

何度も言いますが、これからこの内容について議論しましょうとか、そんなのやっているとまた1年、2年すぐたつので、もう大体この辺りで議論が進んできたので一度やってみる。そのためには需要側から進めるのか、供給側から進めるのかという問題もあろうかと思いますが、プラスチック容器包装は需要側から進めるしかないと思っています。なぜかというとは水平リサイクルをやるための、特にポリオレフィンの質の高い再生材がな

いからです。それをどうやってつくっていくかということをケミカルリサイクルも含めて一度進めてみる。そのためには再生材の利用率をある程度決めることも必要になってくるのではないかなと思います。これからは実行の段階ということで進めていただければなと思いますし、我々もそのようにできるように努力してまいりたいと考えています。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、ここで田中課長、お答えいただきましょうか。

○田中資源循環経済課長 醍醐委員、ありがとうございます。サーキュラーエコノミーの難しさ、相互関連性みたいなものがあって、単純に独立変数のほうが少ないという御指摘、全くだと思います。その中で物性とか寸法制度みたいなところは日本に長所があって、そういったものを伸ばしていくときに支援がなくても走れるようなところと、なかなか研究者のアピタイトが湧かないようなところもあるというのも、おっしゃるとおりだと思っております。殊再生材について言うと当然高度化も必要なのだけれども、ものづくりで使いこなし技術となると、なかなか支援がないと難しいということも重々承知をしてございまして、この辺は何らかのインセンティブづくりができないかというのは、財政的なものも含めて議論を深めたいなと思います。

それから利用率のみではないところもおっしゃるとおりかなと思っております、特に取り合いになってしまうみたいな状況をつくり出している政策当局は海外にいたりするのですけれども、こういったものはどちらかというと健全に市場を伸ばしていくための了解事項として、供給と需要がある程度分かるようなメルクマールとして設定されるべきだと思っております、役人の気分でぽっと置くものではないと。そういうことをやると取り合いになってしまうということだと思いますので、この辺は需給をきちんと議論して、見えたところから設定していくということではないかなと思っております。

それから末吉委員もありがとうございました。まずは資源の総利用量が増えないように、もう当然ここがベースになると思いますので、きちんとマクロでも配慮しながら政策を取っていくということだと思いますし、あと需要をつくるところで、ものづくりをしている使いこなし、主体的な取組も大事だという文脈の中でエコデザインに対してのインセンティブ。これは報告書にも書かせていただいておりますけれども、それ以外にもちょっと記載をということで、企業側からむしろ市場をつくっていく。国が無理やりつくるだけではなくて、消費者にどう訴えていくかというところを一緒にやっていくのは本質だと思います。

すので、そこはどこかに一文か二文入れられるように検討したいと思います。

それから澤田委員からの御指摘、大変ありがとうございます。お認めいただいたということで胸をなで下ろしております。

まず、できるところからやる。これでないとずっと総論で止まってしまうかなという気が私もしております、具体的に走れるところから設定をし、かつ御支援もしていくと。やらないところには支援が要らないということだと思いますので、それを見てきちんとターゲットングをして、やった人が報われるような状況をつくっていくことで、我々政策一体性をもってやっていこうと思っておりますし、そのときには設備投資への御支援。中でもケミリサミたいなものについては今のところ容リ制度とかも含めて、それを前提としていないような状況もあつたりしますので、きちんとマーケットニーズに応じた形で、供給できるような制度改正もやっていく必要があるのかなと思ってございます。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。では次、町野委員、オンラインでお願いします。

○町野委員 中間取りまとめ、ありがとうございます。

3点申し上げたいことがございまして、1つ目が、これは単純に用語の問題なのですが循環資源という言葉が複数回、取りまとめ案のところに出てきているのですが、法律で循環型社会形成推進基本法の中で循環資源という用語がありまして、ただ、恐らく報告書の中で使っている循環資源というのは再生利用された再生材というものを指していると思うので、法律の用語とちょっと意味が違っているので読む人が読むとおやっとなるので、言葉はちょっと検討したほうがいいのかなと思いました。

2点目が既存インフラの最大限の活用というところで、ここが既存のリサイクル制度を活用して制度的な対応を行うということで、もしかしたら法改正等、一定の法的な対応をすることもうかがえるのかなと思います。先ほどお話ししました報告書の冒頭にもあります循環型社会形成推進基本法という枠組み法が、2000年にできた法律がありまして、今のリサイクル法はそれにぶら下がっているような体系になっている。基本法が結構いろいろ、日本があるべき循環型社会が何かというところをうたっていたりとか、あらゆるリサイクル法の精神みたいなことをうたっているところになっているので、ただ、既存のリサイクル法が必ずしも枠組み法と整合していない部分もあると言われていているところなのです。特に拡大生産者責任だったりとか、あと法律ではリサイクルよりも再使用、排出抑制が一番

であると優先順位が明確に位置づけられていますので、そこを見誤らないような、法律の枠組みからずれないような形での制度的な措置を取っていただきたいと思います。

最後３点目なのですが、再生材の認証制度に関するところでリサイクル材の品質とか担保するときに何が一番難しいかという、そもそもどこから来たのか分からないものがいろいろ混ざっていて、何が混ざっているかを追い切れない。ただ、つくっている側が100%、それをトレースするのは相当難しいという、ほぼ不可能な状況で、いろいろな業界の方にお聞きしていると、例えば化審法とかで使用が禁止されているような化学物質が入っていた場合に、それが分かると全部回収しなければならない。それが入っていないということを、どこでも100%担保できないことになる、再生材を使うことにちゅうちょするようなお話も聞きましたので、一定の規制緩和ではないですが、技術的にどこまで調べれば認証が取れるのかという明確な基準みたいなものも示していただけると、使う側としても安心感をもって使える制度になるのではないかなと思いました。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。では、続いてオンラインの石坂委員、お願いします。

○石坂委員 まず中間取りまとめということでまとめるのに時間がかかっていると思いますし、御苦労されたのだろうなと思っております。ただ、ほかの委員の方もおっしゃっているように、具体的にどういう数値目標をもって実践していくかというところには、まだまだ課題感が多いというのが中間取りまとめを見た印象です。

このまとめたペーパーを、果たして経済界の人たちだけが見るのでは意味がないものになると思いますし、現在の日本の中の課題として、私はちょっと現場的な話になってしまうのですが、非常に国内の労働人口が減少している中でどんどん外国人の労働者を調達せざるを得ない。日本も喫緊の課題として大量にそういった労働人材を採用しているのですが、実際外国人材の方たちがビジネスをしていく形も非常に増えていまして、そうなったときに、本当にサーキュラーエコノミーという概念をもって経済界に参加して回していけるのかなというところを危惧しています。

といいますのも、実際このところ私どものような業界であっても非常に不法投棄が増えているのです。不法投棄された現場から荷物が洗い出せるわけですが、実際は外国人でビジネスをされている方だったりするのですよね。そうするとサーキュラーエコノミーという言葉が国内の一部の企業だけのものではなくて、本当に日本国内の経済全体に浸

透する仕組みになっているだろうかと考えたときに育成というか、通達というのでしょうか。どうやって浸透させていくことができるのかということも大きな課題感があるなと思っています。購入だったり、製造だったり、いろいろなポジショニングの人たちが物を扱っていくわけですが、単純に回収の仕組みのこともおっしゃっていましたし、企業さんだけが回収スキームを持てばいいというものでもないなと思っているのです。

何が言いたいかというと、サーキュラーエコノミーというところが資源循環という小さなものではないかと思っていて、もっとカーボンニュートラルであったり、ネイチャーポジティブを本当に包括する非常に重要な仕組みだと思っていますので、地域循環をさらに進めていくためにどうやって本当に末端まで浸透させていくか。いわゆる消費者という目線もそうですし、販売する店舗もそうですし、そういったところの伝え方が非常に難しいなというのが、今回中間取りまとめを見て最初のアクションとしては大きく感じる場所でもありました。

以上です。ありがとうございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。では続いて、オンラインで石山委員、お願いします。

○石山委員 ありがとうございました。C E コマースについて意見させていただいてまいりましたけれども、まだ業種指定や基準設定など今後の検討となる範囲は広く残るものの、ここまで具体的にC E コマースの意義。そしてこれまで出てこなかったようなシェアリングやサブスクリプションなど、スタートアップ技術をはじめとする新たな選択肢がしっかり位置づけられたところは、大変意義が高いというように感じております。

しかし、C E コマースという言葉自体は本委員会でも生まれた概念だというように認識しております。ほかの委員でも御発言のあったサーキュラーエコノミーというワード自体は広く認知されつつあると思うのですけれども、まだまだC E コマースという言葉自体はこれからどう広げていくかというのが、かなり対応コストが高くなっていく。そこが非常に難しいところなのではないかなと思っています。まず知っていただくために、今後業種指定や判断基準を検討していくプロセスの中で広く周知させる部分をしっかり検討していく必要があるなと思っています。

もう一つは感じたことになりますが、スタートアップが多く存在する二次流通の業界に向き合っている立場として、やはり一次流通と二次流通、または業界や市場ごとの、お互いを知らないことにおける分断が少なからずまだまだあるというように感じております。

動脈産業を育てていくことが相互にビジネスチャンスを増やすことになることを、本取りまとめが公表されていく過程の中でしっかり業界ごとをつないでいく。ないしは誤解を解いていくような、そういった役割を果たしていつてもらいたいなというように個人的には期待をしております。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、ここで田中課長、お願いします。

○田中資源循環経済課長 まず、町野委員からいただきました言葉の使い方。循環型社会推進基本法における定義等についてきちんと踏まえた上でというのは、ちょっといま一度確認させていただいた上で適切な言葉を選んで記載するようにしたいと思いますし、ウェイトヒエラルキーのような考え方であったり、我が国として循環経済を形成するに当たっての基本的なフレームが書かれているところは、我々としても認識しているところでありますけれども、いま一度政策に落としていくときに、末端の制度になったときに反することがないようにというのは立法の基本でもあると思いますので、ここは意を尽くしたいと思います。

それから再生材の認証のところについて言うと、オリジンが分からないので中に何が入っているのか分からず、それを使ってみたら再生材由来で本当は使ってはいけないものが入っていたりする可能性がある。DPPみたいな議論がされている根源的なモチベーションの一番のところだと思っております。もともとサーキュラーエコノミーの対応だけではなくて、そもそも化審法の対応、あるいは国際的な化学物質管理の対応という観点でも、情報流通のプラットフォームを整備していかなければいけないという動きが徐々に起き始めておりますので、これは静脈だけではなくて動脈側の情報整備のところと歩調を合わせて、きちんと適切にそういった情報が必要十分な形で再生材のマーケットにも流れていくような仕組みをつくっていく必要があるということで、これは局間で連携していく必要があろうかなと思ったところでありました。ありがとうございます。

それから石坂委員から御指摘いただいた2点。1つは、やはり数値目標が入っていないと迫力に欠けるというのは申し訳ございませんでした。具体的な数値を書き切れるまでに至りませんでしたけれども、裏側では相当な議論をさせていただいておりまして、業界ごとに御事情などを伺いながらロードマップを描いていくという汗をかいた結果として、恐らく数値というものは相互理解ができてくると思いますし、それが役所とものづくりをしている業界だけではない、第三者にもきちんと可視化されることが何よりもマーケット

をつくる意味で非常に重要なのだと思ひまして、この対応をしないと、その数字は外に出せないのだと思うのです。会社ごとにこういうものを設定しますからというので、なかなか外に数字が出ないのがこれまでの状況でしたので、業界ごとのロードマップという議論を始めたことによって、そういったものが外に出しやすくなってきている。きちんとパンクチュアルに各業界の議論を進めていくことで、御期待に応えていきたいなと思ったのが1点。

それから外国人であったり、企業単位でということもあるのだと思ひますし、我々も様々な情報を聞いておりますけれども順法も含めて、ある意味荒らしているような人がいて、現場レベルに伝わらないようなことについては問題があることだと思ひまして。パトロールという意味で言うと環境省の担当、あるいは自治体の取組ということだと思ひますけれども、他方で循環資源ということで調達していくときには、調達する人たちも本当にどこから来たのか。それは適正処理をされているのか。あるいは裏側で不法投棄されていないのかといったところをゆくゆくは、恐らくきちんと確認していただく状況をつくっていかないといけないのだと思ひます。

今回認証と書いてある趣旨は、単にクオリティだけの認証というよりはプロセスが妥当なものであるかどうかをきちんと担保したものでないと、バックヤードリサイクリングされている人が裏側にいるという状況だと、もともとサーキュラーエコノミーとして目指している方向と全く乖離してしまいますので、認証制度は梅田先生がおっしゃったように簡単には、誰かがそういったものをつくらなければいけないという意味で言うと、つくろうと取り組んでいらっしゃる方々が今もう既にいらっしゃるので、そういった方々に適正処理みたいところを認証の中でどう反映し得るのかといった議論にも尽くしていただき、それが調達者の義務にもなっていくという環境をつくっていくのがベストの道なのではないかなと思っております。

それから石山委員からいただいたC E自体がようやく認知を得てきたけれども、またC E コマースという新しい概念を入れたらゼロベースだねというところについては、最初からC E コマースという言葉を発明していればよかったのですがけれども、梅田先生に何時間か御指導いただいてひねり出したワードをできれば皆様の業界を含め、一次流通、二次流通の中で、みんなでワンボイスで知名度を上げていって、そこに対するメリットや、末吉委員からあった、いかにおしゃれで、かつあなたの生活、ウェルビーイングを上げられるのかという体験をみんなで伝えていけるような環境を政策でも措置しつつ、知名度も上げ

ていきたいと思っておりますので、これは一緒に取り組ませていただければと思います。

それからお互いを知らないところによる分断。この議論をしていて私も思ったのは、ものづくりの業界というのは歴史が古い分、業界団体の力が非常に強いところで、企業の相互間のコミュニケーションもある程度やってきていることはありますが、サービス業界となると様々な、ある意味クリエイティブな業界なので業際というものも明確でないし、みんなカット・スロート・コンペティションをやっているのではなかなかコミュニケーションが難しいところもあるし、皆さん独立独歩でやっていて野武士みたいな方もいらっしゃる。ですけれども消費者の認知、あるいは消費者の安心感、安全ということを考えればある程度はビジネスモデルを、一定程度はフレームを市場のマチュリティに応じてつくっていった消費者の信頼を勝ち取っていくものは、業界横断でもやっていったほうがいいかなと今回感じたところでありまして、この辺も法律、制度論というよりは実体論のところになってきますけれども、組織化といったところも官民併せて取り組めればいいかなと思ったところでございます。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。では次、栗生木委員、お願いします。

○栗生木委員 取りまとめ、ありがとうございました。これまでの長い期間、様々な観点を取り入れていただいて大変ありがたく思っております。

私から大きくは2点なのですが、簡単なほうからいきますとサービス・エコデザインのところなのですが、ここのサービスというのはC E コマースを当てているという理解でよろしいかというところです。

私が何でサービスという言葉にちょっと引っかかったのかというところなのですが、需要を創出するところの再生利用に関するインセンティブ付与の国等の公的機関によるグリーン調達や各種補助制度等とありますけれども、いわゆるサービス業等でも積極的に再生材を利用した製品を商品棚に置くですとか、ホテルであれば再生材を利用した製品を積極的に活用するといったところについても何らかの、対サービス業、対小売業に対しての積極的な再生材利用製品。再生材なり循環配慮設計を行った製品を積極的に利用してもらうインセンティブの付与という形があり得るのではないかとというところで、そういった場合にサービスという言葉で混同が生じないかというところで気になったのが1点目です。

2点目で、私、今回の議論の中で、リサイクル可能性を上げるためのデザインをマクロ

レベルに普及していくにはどうしたらいいかということを申し上げてきたかと思っているのですけれども、その点非常にいろいろな観点から配慮していただいているところがあります。

その点でリサイクル可能性については、トップランナーのところで特に配慮いただいていると思っているのですが、リサイクル可能性を消費者なり第三者に伝える表示の在り方については、とりまとめの記述においてやや不透明だったという印象があります。

リサイクル可能性を第三者に伝えるといった点で、指定表示製品の言及がトレーサビリティのところであったかと思いますが、現状指定表示製品のところ、例えば複合材の製品ですと重量が最も多いものに対して紙のマークだとか、プラのマークだとかがついているかなと思うのですけれども、その意味が一般消費者に正しく伝わっているかというのは結構疑問というか。この前たまたま雑誌を読んでいましたら、紙マークがついていても決してリサイクルという意味ではありませんみたいな御説明がなされていて、実際そのような状況がありうるのだと思うのですけれども、リサイクル可能性について第三者に適切に伝わるような指定表示、識別表示の在り方を、もう少し考える必要があると思っています。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。では次、池田委員、お願いします。

○池田委員 ありがとうございます。まず梅田委員長、そして田中課長をはじめ経産省の皆様におかれては、今回の中間取りまとめに当たりまして精力的に検討を深めてこられた御尽力に敬意を表したいと思います。

私からは循環経済・サーキュラーエコノミーを目指すこと、そして、そのために実施する施策の大きな方向性に賛同した上で、少し長くなって申し訳ありませんが、総論的な意見を2点、各論的な意見を数点申し上げます。

総論的な意見の第1点目といたしまして、今回の制度の見直しが、サステナビリティや経済安全保障といった社会的目標とともに、我が国企業ひいては我が国経済の成長や国際競争力強化に資するものにすることが、極めて重要であると考えてございます。成長については既に記載していただいておりますが、企業の国際競争力強化の観点を強調していただきたいと思います。

その上で、他の委員の方々からも御指摘がございましたが、素材、製品を巡る状況はそれぞれかなり異なりますので、今後の制度や指標の設定及びその運用、フォローアップに

至るまで、関係する業界の意見を丁寧にお聞き取りいただき、きめ細かな御検討、御対応をお願い申し上げたいと存じます。

総論的な意見の２点目は、３Ｒとの関係でございます。様々な政策議論におきまして、とかく「ＥＵは概念設定が上手だが、日本は苦手である」と言われる中で、３Ｒはここにいらっしゃる皆様方には釈迦に説法かと思いますが、２００４年のＧ８シーアイランドサミットで小泉首相が日本発のイニシアティブとして世界に提唱した、とても貴重なイニシアティブであると認識しています。

我が国経済界は、「循環型社会元年」と言われる２０００年以降、単なる廃棄物対策ではない省資源といった資源政策も念頭に置きつつ、３Ｒの取組に尽力してまいりました。

経団連としても、１９９７年からスタートした「環境自主行動計画廃棄物対策編」を、２００６年には「環境自主行動計画循環型社会形成編」にリニューアルし、業種別独自目標を各業界に新たに設定していただきながら、質の高い取組を促すなど、２０年間近くにわたって循環型社会の形成に向けて、先ほどの澤田さんからの御指摘のとおり、各企業懸命な研究開発投資を含めた３Ｒの推進と、そのベースとなる廃棄物適正処理に積極的に取り組んでまいりました。

我が国においてこれまで３Ｒの推進と適正処理の確保がしっかり行われてきた基盤があるからこそ、今回の中間取りまとめ案でお示しいただいたような「循環経済」を目指す「成長志向型の資源自律経済戦略」にチャレンジできるのだと思います。多くの関係者の理解を深めるためにも、ぜひ今回の中間取りまとめ案で改めて、これまで進めてきた３Ｒや適正処理の取組を決して否定するものではなく、実際のアクションとしては「これまでの３Ｒや適正処理を基本に、あるいは活かしながら、さらなる高みである循環経済に発展的に移行することを目指す」ものであることを明記していただきたいです。そうすることによって関係当事者の不安を少しでも軽減し、理解が深まることを期待するとともに、これまで３Ｒに取り組んできた関係主体の取組が適切ではなかったかのような誤った印象を、国民さらには国際社会に与えないことに配慮することが重要ではないかと考えます。

続きまして、各論の１点目といたしまして、需要と供給の平仄の取れた取組の必要性について、これらが「国内の資源循環として経済合理性をもって」行われることが重要であり、これは同時に循環資源の海外流出防止にも資するものと考えます。経済合理性については再生材利用に伴うコストアップを社会的にどのように負担するのか、またどの程度再生材の市場が拡大すれば、コストがバージン材価格同等となるのかといった予見性等につ

いて、引き続き検討を深めていただきたいと思います。

各論の２点目といたしまして、量の確保に当たりましては、一般廃棄物も含めて経済性、効率性を伴った循環資源の広域収集を可能にする規制緩和や、高度な選別機器等への補助金の支給など、政府が率先して思い切ったインセンティブを付与することが必要です。この観点では環境省の新法、再資源化事業等高度化法の活用も視野に入れ、事業者に分かりやすく周知いただきたいと思います。

各論の３点目といたしまして、質の確保に当たりましては、認証制度やラベリング制度等は、需要側が多様な品質の再生材を利用できるような制度設計とすべきと言ったような指摘が企業から私どもにも寄せられています。また、認証制度等は、国際的なものと整合性を図ることも重要ですので、循環指標ガイドラインの部分でも、ガラパゴス化することなく、国際的な整合性も重視して御検討いただきたいと思います。

各論の４点目でございますが、本中間取りまとめ案では、全般的に製造事業者への義務的な記述に偏重しているのではないかとといった指摘が企業から私どもに寄せられています。そもそも循環型社会というのは政府・自治体、動脈企業、静脈企業、そして消費者など、全てのステークホルダーが参画しないと成り立たないものと考えており、とりわけ今回の再生材利用にはマーケット需要の創出、国民・消費者の行動変容が欠かせません。そこで中間取りまとめ案にも、消費者の役割や、消費者の積極的な関与・参画の重要性、消費者に向けた政策に関する記述も充実していただけるとありがたいと考えます。

最後に、各論の５点目ですが、ＣＥコマースの促進は重要だと考えております。製品の一次、二次流通、修理等を行う事業者が担うべき役割や、さらには安全性に関わる責任の分担など、制度上の位置づけについても、本取りまとめ案で言及いただければありがたいと考えてございます。

長くなりましたけれども、私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○梅田委員長　　ありがとうございました。では、次は三室委員、お願いします。

○三室委員　　ありがとうございます。お取りまとめ、本当にお疲れさまです。

私からは２つの方向から意見を述べたいと思います。１つは、まずこの取りまとめの位置づけや意義の話なのですが、これは皆様に御賛同が得られればですが、宿題も恐れずに書いていいのではないかと考えております。ここで活発に議論させていただいたことの中に、このように方針であるとか提言であるとかのようなレベルになったものと、例えば数字を示したほうがいいが、それが幾つであるかはまだ書けないですとか、先ほど挙

がった価値観をアップデートすることや教育していくことは、何か政策に織り込むという話ではないのかもしれませんが、大事なことでないと認識が共通化されたといった宿題が、いい意味で幾つかあるのではないかなと思います。それらは、確度という観点では本編の提言とは違う話になりますので、混ざることによって何か誤解を生じてはいけないところは注意をしなければいけないと思いますけれども、そういうことを示していくことによって委員会としての宿題の認識だけではなくて、今後パブリックコメントなどもございますので社会の宿題にしていくような位置づけにできると、この取りまとめというものがより一層意義が高まるのではないかなと思っております。

2点目が、私はこれまで比較的共通して産業側としてどう受け止めようかという話をさせていただいております、実は大きな宿題の1つでもあろうかなと思っております。

この取りまとめの中にも競争力という言葉が幾つかの使われ方をしております、国の競争力を高めていくとか、産業の競争力、あるいは企業の競争力と、少しずつレイヤーの違うようなお話が出てきております、いずれも大事ではありますが、特に協調領域が広がっていくというのがサーキュラーエコノミーの大事なポイントであるとする、産業の競争力のところに利いてこななければならないかなと思っております。

産業側に立つとサーキュラーエコノミーというものについては、私も企業の方々と接しますけれどももう当然のものになっています。これは隔世の感があると思っております。

総論としてももちろんすばらしいものと、目指すべきものと。ただし、各論とか我が事になったときに、いや、ちょっと待ってくださいというような、そのギャップのところが、やはり受け止め方はいろいろあって。これが向かい風であるのか、追い風であるのか。あるいはそういうことを考える余地のない義務であるのかといった捉え方が、これからだんだん醸成されていくところかなと思っております。

そうした時に、サーキュラーエコノミーというものに取り組むことが我が産業という立場に立ったときに、例えばどこに、何が売れるようになるのでしたっけ、あとは誰から選ばれるようになるのでしたっけ、あるいはどこの企業が工場を立ててくれるようになるのでしたっけというような具体的なよさを、より一層深めていく必要があるかなと思っております。

具体的なアクションとしまして2つ考えるところがございまして、この後、サーキュラーエコノミーに社会全体としてはこのように取り組んでいくのがよいのではと提言して、では業界団体の皆様よろしく申し上げますとなってしまうと、また同じような産業単位で

の区切りでの取り組みが続いてしまいますので、引き続き産業デザインであるとか、産業政策というところで連携を続けていただきたいというのが1点でございます。

もう一つはより具体的な話でして、トップランナー制度の考え方につきまして、トップランナーの方々に方向性であるとか、やりようであるとか示していただくのはすばらしいと思っています。トップランナーはすばらしい、それ以外はすばらしくないといって先に走っていくのではなく、トップランナーの方々が産業全体の競争力というのを、先に走って引っ張っていただくようなトップランナーの在り方を褒めるというか、そんな意味でのトップランナーになっていただくといいなと思っています。

私からは以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、ここで田中課長をお願いします。

○田中資源循環経済課長 栗生木委員から御指摘のあった2点、1つ目はサービス・エコデザインとC E コマースということで、基本的にはC E コマースの望ましい判断基準のようなものをサービス・エコデザインと試しているということで、サービス・エコデザインというネーミングは梅田委員長にも御指摘されるところがあるので、要は望ましいベストプラクティスという趣旨でございます。

その意味で言うと、おっしゃっていただいたようなサービス業でも、例えば再生材利用製品を積極的に活用するのはまさに望ましい活動だと思いますので、これまではものづくりという工場出荷のところで終わっていた政策を、その次の段階のところでも考えていただくという政策を指し示しているにすぎませんので、ワーディングのところは御相談しながら検討したいなと思います。

それから池田委員からいただいたところについて、大きな方向性は賛同ということで誠にありがとうございます。その中でおっしゃっていただいた、例えば競争力強化につながるのところについて関係業界の御意見をというところは、今も聞いているつもりですのですけれども、まだまだ足りないと思っていますし、個別の制度のところは落とすとなると経産省を挙げて、ものづくり原課も巻き込みながらよりやっていく必要があると思いますので、引き続き御指導いただければと思います。

あと3 Rのところはもう一度読み直しまして、全くそういう意図はございませんで、先ほど町野委員からもありましたけれども、循環型社会形成推進基本法において3 Rの重要性が明確に位置づけられておりますのでヒエラルキーというか、大事さと、それに対する25年間ぐらいの取組があるからこそ、この議論ができていますのは間違いないと思ってござ

います。表現のところは、そういったものを否定するようになっていないかというのは、ちょっと検証させていただこうと思います。

それから経済合理性のコストアップをどう吸収するのかというところは皆様からもいただいた指摘で、ここのところは国としてもできることをやっていくということだと思えますし、規制緩和の点についても環境省が出した法律もまだフレームですので、魂が籠もるのは基準のところになってこようかと思うので、一緒に議論したいと思います。

それから認証制度についても国際整合性を、というのは複数の委員からいただきましたが、ガラパゴスをつくってもグローバルには戦えないということだと思えます。これは心がけたいと思えますし、ステークホルダーのところで製造事業者にたくさん義務をかけるのは、環境省と一緒に取り組んだり、あと政府全体で車座もやったり、あるいは連絡会議をやったりして、各省で消費者政策をやっているところもあるのでやっていないわけではないですけども、この報告書だけ見ると製造事業者ばかりに見えてしまうかもしれないのであれば、先ほどの御指摘もありましたので、きちんとマルチステークホルダーで取り組んでいく必要があるという記載を入れたいなと思えます。

それから三室委員からの御指摘でありますけれども、1点目は宿題も書いてというところで、書く場所を間違えると調整ゼロ、もう一回仕切り直してみたいなことになるので、恐らく書くとするは今つくっていませんが後書きに書くかどうかみたいなのかなと思ひまして、その辺どういったものを書けるかというのは、書き出すと後書きが一番長くなるのではないかという可能性もあったりするので100%は書けないかもしれないですけども、意気込みみたいところは書けたらいいかなと思っております。

2番目は、特に産業競争力を、ということで、確かに国としては特定企業を伸ばすことは産業政策としてはあまりやらないというか、やることもあるのですがかなり特異な産業だと思ひて、サーキュラーエコノミーというものは、どちらかというとステークホルダーが大量にいた中で協調領域と競争領域をきちんと切り分けて、競争は競争で健全に働くべきマーケットだと思っておりますので、全体の協調領域を伸ばしていくためにきちんと産業政策として、例えばこの業界だったらここは推すべきだよね、ここは競争だよねというものはきちんと仕分けをした上で、その中でトップランナーだけが独り勝ちにならないといった、これはマーケットの設計次第かなという気もしておりますけれども、まさに日本の競争力が高まる。国内だけでドミナントで海外に出ると戦えないというよりは、国際的に戦える人たちをどうつくりながら産業構造をつくり変えていくかという

議論は役所だけで書けるものではないと思いますので、産業界と議論しながら詰めていきたいと思います。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。では、続いてお待たせしました。オンラインの斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 よろしくお願いいたします。遅れての参加となって申し訳ありません。今回中間取りまとめをいただきまして、ありがとうございました。前回論立てをしてから、実際文章化するに当たって結構いろいろと御苦労があったのではないかなということを読んでいてすごく感じました。特に先日の事前説明と比べてもかなり内容が変わって、深みが増してきたかなというところがあったので非常に勉強になりましたし、御苦労があったのではと思っております。どうもありがとうございます。

一方で文章化いただいたことによってまた違った印象を受けたりですとか、あと次の議論につながるのかもしれないですけども気になった点がありますので、2点ほどお話しさせていただきたいと思います。ただ、遅れての参加になっているので、既にほかの委員が指摘されていることと重なってしまうかもしれないですが、その点については御容赦いただければと思います。

まず1つ目は、資源生産性の最大化というところの表現が私はちょっと気になっているところがありまして、今回の議論の中では資源生産性の最大化という言葉がかなり使われております。資源生産性を高めていくこと自体に私は全く異論がないですけども、それを最大にするという言い方に少し気になってしまうところがあるということです。と申しますのも資源生産性というものを考えた場合にはGDPに対して資源投入がどのぐらいなのかという形で推計されるのだと思いますけれども、その場合のGDPというものが、あらゆる経済活動を必ずしも反映させているわけではないということだったり、例えば中古品の売買といったものについては少なくともGDPの中で反映されていなかったりということもありますので、GDPでもって何か捉えていく方向性には、やはり経済学をやっている人間としては気がかりなところがあって、高めていくことについては全く異論があるわけではないですが、それを最大化と言ってしまうことには少し危険が感じられるかなという気がいたします。

もちろん個々の品目の中で、例えば資源投入を抑えて付加価値を高めていくことが望ましいような品目もあるでしょうし、その場合にはマイクロで見たときの資源生産性を高め

るとか最大にするという議論はできるのかもしれませんが、ただマクロで見たときに資源生産性を最大にするということが、例えばウェルフェアですね、社会公正厚生を高めるだったり、あとはネットベネフィット、社会的な純便益を高めるということと合致するかどうかというところは慎重に判断しなければいけないのかなという意味でも、最大化という言葉の使い方が若干私は気になったというのが1つ目です。

もう一つは、今までそういう議論をしていなかったですし、本来私が出すべき議論だったのかもしれませんが、これから循環経済を目指していくことを考えていったときに、資源配分という観点から考えると線形経済型の資源配分から循環経済型の資源配分を目指していくことなのだと理解をしたのですが、その場合に資源配分の問題と併せて分配の問題も当然どこかで考えていかなければならなくなっていて、具体的には移行に当たって、特定の主体が、例えば過度な負担を新たに強いられてしまったりという可能性が出てくると思いますので、そこをどのように持っていくかというのが恐らく今後の議論の中では取り上げるべきなのかなと。中間取りまとめにどこまで反映させるのかということは多少あるかもしれませんが、それは今後考えていかなければいけないのかなという気がいたしました。

今回出された中間取りまとめの中でも自律的な循環経済の促進に向けた環境整備の中では、ある程度そういったステークホルダーに対しての配慮だったりということが触れられているので、そこでカバーされているのかなという気がいたしますが、分配の問題はいずれ真面目にちゃんと考えていかなければいけないかなということが気になっています。

特に量の確保の中で、個別リサイクル法を用いて量の確保を促進していくようなことも書かれておりましたけれども、個別リサイクル法の下で、例えば容器包装リサイクル法ですとか、あるいは家電リサイクル法の中で、長い期間にわたって、様々な主体が努力されてきた結果がありますので、そこを踏まえてさらに拡大していくことになった場合には、やはり分配の問題が必ず出てくるのかなという気がしますので、そこは今後の議論、さらに各論を進めていくに当たっては考慮すべき点ではないかなということが、今回出していた取りまとめを読んでいてさらに感じたところになりますので、指摘させていただければと思いました。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。では次、山本委員、お願いします。

○山本委員 どうもありがとうございます。取りまとめ、お疲れさまでした。基本的に

は、全体的に総論賛成でございまして、本当に御苦勞さまでしたというところでございます。

特に先ほど醍醐委員が整理してくださった、限られたインプットからこれまでのものをつくっていくような形で、そういうものを使いこなし技術と呼んでいると。私、不勉強で、そのように呼ぶのか、なるほどうまいなと思って聞いていたのですけれども、今回この言葉で整理することによってGX投資をかなりシャープに、ピンポイントに、そのような技術に振り向けることができる、そのような立てつけになっているという理解ですよね。それは非常にすばらしいのではないかなと。先ほど来お話に出ている需要側、供給側、恐らくいずれにも、そういったものを高めていってさらなる再生材の利用につなげていきたいところです。これは非常にすばらしいなと思って聞いていました。

そのときに今回いろいろなところで出てくるものが、どちらかというと量が多いと言われる。ほかの理由もあると思いますけれども、既にリサイクル法などがあるような分野のところ、GX投資の対象になってくるのだという話があったかと思いますが、実際にはそうは言われていないけれども量が多いようなところも、例えば業界がまとまっていないとか、中小企業なのか分かりませんが、そういうところは、でもこの船に自分たちも乗りたいと。先ほど田中課長から言ってくれないところは投資できないみたいな話があったかと思うのですけれども、実際にはトップランナーもあります、もし自分がそういう立場で、この船にはどうやったら乗れるのですかという議論もあるのではないかなと思うのです。

実際には、業界としてはうまくまとまっていないけれども、もしかしたら各種リサイクル法が整備されて、最終処分が減って焼却も減っているようなところに比べると、意外と焼却していたりとか最終処分をしているところもあると思うので、今後どのようにケアしていただけるのかなというのはちょっと疑問に思っ、道筋を見せてあげると頑張るようになるのではないかと思います。

あと2つありまして、1つが先ほど町野委員から化学物質の話はどこまで調べたら卒業かみたいな話があったと思うのですけれども、それは全く別の反対の意味で製品リユースとか、モジュールのリースみたいなものもあると思うのです。

特に製品モジュールなんかだと見えませんので、これはリースしました、完成しましたというのを、製品安全の観点から耐久性も含めて本当に大丈夫なのかみたいなものを、先ほど町野委員は一生懸命頑張っている真面目な事業者を助けてあげるというスタン

スでのお話だったと思います。その一方で、いわゆる廃棄物の情報の非対称性みたいな話だと思いますが、逆のパターンでこれは本当に安全にリユースできるのかどうかということについても、何らかの基準というものが必要なのだろうなと思いました。

最後に、これは私の器が小さいからなのかもしれないですけども、再生材利用率はちょっと怖いなというのがあって、取り合いみたいな話がありましたけれども、再生材リユースを決めましたと言ったから魔法みたいに供給量が突然びゅーっと増えてくるのはあまり想定できなくて、なぜかという背景には情報の非対称性みたいなのがあって、それがゆえにプラットフォームとかつくっていくことなのだと思うのです。

それと並行して進んでいくということなのかもしれませんが、いつも思っているのが情報の非対称性の難しいところで、動脈と違って、例えば化学物質もそうだと思いますけれども、ないほうがいいものは誰もプラットフォームの情報に入れたくないというインセンティブもあると思うのですよね。価値あるものであればどんどん入れていって流通していくと思うのですけれども、なかったことにしたら需要も供給もみんなないほうがいいみたいなもので、いつの間にかプラットフォームに入らずに流通していくと、それはどこかに不法投棄されているのかもしれないですけども、プラットフォームにのっていないとなかったことになる。そういうものをどうやって入力させていくかというのは本質的な課題が静脈ならではであると思っていて、だからこそ価値のあるものばかりのリチウムイオン電池みたいなものからやっついこうということなのだと思うのです。そこら辺を考えるとなかなか難しいなと思っていて、まずは使いこなし技術の投資というのは私は非常に賛成なのですけれども、そこら辺はまだまだ、もう少し肝っ玉を鍛えていかないと駄目かなと思いました。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございます。では次、大和田委員、お願いします。

○大和田委員 大変お疲れさまでございました。個人的にはすばらしいものができたと思っています。というのは、今日皆さんの御意見およびそれに対する田中課長の意見にほとんどアグリーで、それらを含めて非常にすばらしいものができたなと思っています。私、20年ほどリサイクル業界とお付き合いさせていただいているのですけれども、この報告書案は非常に感慨深いものがあります。というのも、リサイクル業界が資源利用のバリューチェーンの中にしっかりと組み込まれたからです。

ただ、資源循環型社会形成推進基本法や幾つか個別法ができ、また別途資源有効利用促

進法の中にはすばらしいコンセプトが書かれているのですが、それが個別法の内容にほとんど反映されていないというのが私の印象です。

基本的には既存の個別リサイクル法というのは、その当時の困ったことを何とか解決しようということで付け焼刃的にできたというのが私の印象。今日出されたような内容は、私は日本としての資源循環というよりは資源利用のコンセプトというか、志が表明されたと思っています。日本としての精神を国内外にきちんと示す。そういうものができたと考えています。

そういう意味で今後はこの精神に基づいて、これまでの個別リサイクル法を含むいろいろな法律を見直してほしいと思うのです。ここをきちんと見直すべきというのが私の一番の意見です。これは5、6年ぐらい前から経産省さん、環境省さんにも機会があれば申し上げていたことでもあります。

もう一つは、山本委員、それから石坂委員もお話いただきましたけれども、リサイクル業の方々といういろいろお付き合いしていく中で、今のDXやGXの流れの中で、この業界がどのようにフォローできるだろうか、ということを考えざるを得ません。実は20年ぐらい前に当時のリサ課の課長さんからリサイクル業界を何とかまとめられないかとの依頼を受けて、私、それ以来、いろいろな業者の方々とお話しするときには必ずその話題を振っていたのですが、残念ながら私の能力不足で実現できませんでした。

つまりリサイクル業というものが、いわゆる資源利用のバリューチェーンの中の1つの重要な一分野として、今きちんと認識されつつあると思いますが、業界としていろいろなデータをまとめる管理するような組織が存在しないということは、残念ながら、その中の1つの役割をきちんと果たせるだろうかとの不安もあります。業界としてのまとまりをこれからどうしていくかというのは1つ、非常に重要なことだと思います。

恐らく今、環境省さんがいろいろな認定制度をつくっていらっしゃると思いますが、そういったクオリフィケーションも必要ですし、クオリファイされた業者の方々でしっかりとした業界の中の資源の流れなどのデータベースを作っていただきたいと思います。今はほとんどの業界で協会的なものがあるわけですが、残念ながらリサイクル業界には存在しない。そういうものを構築していかないと国の政策を反映することもできないし、彼らから国の政策に対して物を申すこともできない。個社の運営はそれぞれにうまくできていていいので、業界のようなものを少しずつ構築していくことに国としても支援していただければと思っています。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。では、田中課長、お願いします。

○田中資源循環経済課長 皆さん、ありがとうございます。

まず、斉藤委員からいただいた2点。1つ目は資源生産性の最大化という言葉が気になるということで、資源投入分のGDPというものが究極目的ではないことはシェアできていると思っております、人々の豊かさの変数として一番ポピュラーであり、出しやすいことから使っている代理変数的なものでしかございません。その意味で言うと、それ自体が自己目的化しているわけではない上で最大化という表現を、なるべく高めていくような表現をちょっと検討してみたいと思います。

2点目の分配が大事になってくるよねということは各論に落とすと必ず出てくる話でありまして、マーケット構造をどこで線引くのか、あるいは線があったのになくすのか。こういう議論が必ず出てまいりますけれども、大和田先生からもありましたけれども処理業というだけではなくて、資源供給産業というものになってくるのだという視点が変わってくれば、利潤最大化行動の観点からどの資源化が一番いいのか。ターゲットの置き方を間違えるとという話はあるにせよ、そこが健全にできているのだとすると、ある意味業際が解けていくこと自体、必ずしも否定されることでもないのかなと思ってございますので、そのときのジャンプコストを社会的にどうのみ込んでいくのか。あるいは産業構造をどう前向きに変えていくのか。まさに役所も一緒に考えていかなければいけないところだと思いますので、また財政的な支援なのか、あるいは新たなグループづくりの御支援といったところも含めて、対話ができるといいかなと思っております。

それから山本委員からいただいた御意見、使いこなし技術という言葉もまだソフィステイクートされていないですけれども、これまでは名前がなかったのです。そういった名前を与えることで今回のGX投資フレームの中でも、経産省の投資フレームはまさにものづくりをしている人たちがどうやって使いこせるかと、あるいは循環配慮設計をどうつくれるかということで投資の支援をするフレームになってございますので、まさにここも伸ばしていければいいというのが今回の眼目であります。

光が当たっていないところという話も実は様々な御意見をいただいております、どうやってある程度社会的な重要性を整理して、ある意味関係者の了解を取りながら政策の方向性をつくるかというのは物事によって積み上げていかないと、個別利益の話ではないところが大事になってまいりますので、むしろ最近駆け込み寺的になりつつあるのです。ぜ

ひとも御意見をお寄せいただいて、当省だけではないのだと思いますけれども、こういったものは省庁横断で光を当てるべきところに当てていくのは、僕らとしても能動的にやっていきたいなと思っております。

それから情報の非対称性というところで町野委員の御指摘に明確に答えられていなかったと思うのですけれども、どこまで調べればというところは、特に化学物質みたいなところについて言うと、より法的に決めてほしいねというところはあるような気もしますが、製品安全みたいなところまでいくと、リユースと消費者安全というものがトレードオフになり得る可能性は必ずあって。そのときには何が大事かという責任者が明確化されることだと思うので、その意味で言うと3点目みたいなところとも関係してくるのかもしれませんが、不都合な情報を入れたくないみたいなものが起きないような、ある意味一次流通と二次流通の連携というお話もありましたけれども、まさにそこがシステム等できちんと担保されて、誰のところに責任があるのかというものが、むしろ情報がないような状況でありますので、ある程度システムや技術で乗り越えられるところもあると思いますので、できる環境整備はしていく必要があるのかなと思っております。

3点目の再生材利用率の話は、供給カーブの価格性がないのではないかというお話だと思っておりまして、ないところもあると思いますし、まだまだあると関係者が思っているもので、ある程度供給側への投資をして伸びるのではないかという素材であったり、製品もあったりすると思います。まさに個別論のところだと思っていまして、一律で再生材利用率と置くのではなくて、どこのマーケットでどう使うときには何の技術でやるので、そうすると今価格は高いのだけれども一定の閾値を超えれば、意外にデマンドが立てば弾性値もあるのだ、みたいなところが見えると伸びるのではないかなと思います。そういったものはちょっと精緻に検討していきたいなと思います。

大和田委員、本当にありがとうございます。いただいて大変ありがたいなと思っております。供給産業をつくっていくのだという観点で今回僕らも議論をしてきたものでありまして、かつ先ほどあったように循環型社会推進基本法と個別リサイクル制度の整合性みたいなところは言うはやすしなのですけれども、もう出来上がった制度を根本的に変えるのはそんなに簡単ではないということと、それが担っている社会的価値があるのも事実でありますので、それを毀損しない形で、むしろどうやって引き上げていくのか。より高次の役割を担っていただくかという発展的な視点でやらないと、整理学的に役人がやってしまうと事故が起きることだとまさに思っておりますので、ここはマージナルに制度を、その

精神にも合わせながら、資源供給産業を成長させられるかという観点で制度の見直しがあるかという議論をしていきたいなと思っています。

最後、リサイクル業といったところを資源供給産業として認識していく。そのために業界団体もという話もあって、今回経産省もこういった形で議論をしており、環境省も新しい法律を出したということで、かなり期待値も高まっておりますし、リサイクル業であったり収集運搬業の皆様におかれても、ぜひとも資源供給産業になっていきたいという意欲ある方々が非常に多くいらっしゃるの事実だと思います。かつ、そういった産業として認められるために、実体を伴って活動していこうという動きが出てきてございますので、今回C P_sというものをつくった趣旨はそこでありまして、頑張っている人たちに光を当てて伸びていただいて健全な固まりをつくっていくことを、ぜひとも全産業挙げて取り組めればいいかなと思っています。

以上です。

○梅田委員長　田中課長、ありがとうございました。これで一通り御発言は済んだのですけれども、今日は別に1回に限定することは全くないので、皆様追加の御発言がありましたらぜひお願いしたいと思います。

私、一委員として幾つか、細かい話であれなのですけれども若干ワーディングが気になるところがありまして、神は細部に宿ると申しますけれども、1つは斉藤委員がおっしゃられたように最大化という言葉が数学的にちょっと変かなという感じのところはいろいろあると思うのと、一番気になるのがエコデザイン（循環配慮設計）と書いてあるのですけれども、循環配慮設計はエコデザインの一部なので、E S P Rのほうも持続可能な製品のためのエコデザインともう少し広い言い方をしているので、そこはちょっと工夫をする。ここで循環配慮設計に焦点を当てることはそうなのですから、そういうものにエコデザインが矮小化されたらよろしくないで、そこはちょっと工夫していただきたい。

あと栗生木委員の言われたサービス・エコデザインは私もちょっと引かかるなという感じがするので、何かいい言葉がもう一踏ん張り出てきたらすばらしいのではないかなと思います。本当に一委員からしてなのですから、ほかは何か。――では、高尾委員、お願いします。

○高尾委員　高尾です。いつもは一周回って終わってしまうのですけれども今日は皆さんの意見をお伺いした上で、それについてもコメントさせていただければと思います。

三室委員のおっしゃった宿題を書くことについては難しい部分があるかもしれませんが、

我々の議論の結果を正しく伝えるコミュニケーションという意味においても非常にいいアイデアだなど、僕としてはよいかなと思いますので、御検討いただけるとありがたいなと思っています。

あと大和田委員のおっしゃった志という言葉自体、非常にいいなと思っておりまして、もちろん個別の施策がどうなのだというのもなのですが、重要なのは意思を示すことだと思っておりまして、志という言葉自体が使えるかどうかは正直分かりませんが、そういう意味で言葉を使っただけだとありがたい、いいなと思っております。

その上で僕としても強調させていただきたいなと思っているのは、澤田委員がおっしゃったとおりもういいかげん実行するときだということについて、そのとおりだなと思っております。

その点において、僕自身が先ほど指摘させていただいた数値目標のところとGX移行債の点についてですけれども、循環型社会、サーキュラーエコノミーを実現すること自体は、GX移行債で言われるグリーントランスフォーメーションなのかどうなのかについては議論の経過があるのかどうか分かりませんが、グリーントランスフォーメーションとしてサーキュラーエコノミーが含まれる。GX移行債の対象だという前提において考えると、実効性を担保していく上においては非常に重要な点になるのではないかなと思っているのです。

僕の理解においてGX移行債というのは将来のカーボンプライシング、賦課金。何て説明するか言葉の定義は分かりませんが、将来企業が払うべき加負？金を原資にして国債が発行されていると理解しているので、サーキュラーエコノミーを早く実現した企業は、加負金で払う額を減らすことができるということにもしなっていくならば、早くやったほうがいいよねというインセンティブにつながっていくのかなと理解をしております。もちろん供給側であろうが需要側であろうが、どちらでも同じことだと思っております。

というのは僕の理解ですけれども、いろいろな産業にまたがる事業者、いろいろな方々が循環型社会を形成しようと。そのために取組をスタートしようという活動自体は非常にたくさんあるのです。それに対してある程度の予算もつくのですけれども、大体みんなPoC（プルーフ・オブ・コンセプト）か、実証ぐらいで終わってしまう。その先の事業化を進めようとしたときに、経済合理性で見たときにどうなのだ、もうからないのではないかと。もうからないぐらいだったらまだあり得るのですけれども、独りで踊っていることになってしまうのではないかと。勝手に自分でやっているだけになるのではないかとこのこ

とが不安になって進まない。でも仮にですけれども我々が今進めると将来払うべきかもしれない加負金なり、カーボンプライシングを下げることができますということがインセンティブとなって、今やりましょうと、実行しましょうということにつなぐことができるのではないかなと思うのです。

なので、民間事業者が何か新しいことをやろうと、商用レベルでやろうと、本当に投資をしようとする、上で経済合理性の判断はなかなかできない。それを修正する施策と予算とがセットになって、GX移行債は最たる仕組みのうちの1つだと思うので、それがサーキュラーエコノミーには適用されるのだと分かった上で、サーキュラーエコノミーをやっていないと将来加負金を払うことになってしまいますよと。ちょっとでも減らすために、今先にやりましょうというインセンティブが設計されましたということがニュースになると多分市場が出来上がる。供給側も需要側も動き始めるのではないかなと思うので、それを中間取りまとめにどこまで書けるかどうか分かりませんし、何か雰囲気を見ていると難しそうかなと思うのですけれども、そういう方向に議論がなっていけばいいかなと思っています。

以上です。

○梅田委員長 ありがとうございました。そのほか。では、栗生木委員。

○栗生木委員 ありがとうございます。私の質問の2点目の回答をいただいていたような感じがしていて、それでせっかくなので補足をさせていただきたいなと思ったのですけれども、循環配慮設計、エコデザイン、トップランナー認定制度の制度設計のところでリサイクル可能性、リサイクラビリティを出していただいていますけれども、リペアビリティを含めてどういう判断基準をもって、どういう形で消費者に伝えていくかというところと、あともう一点、現時点では一般市民にとってはリサイクラビリティの一種の指標になっている識別表示がありますが、識別表示に関する誤解を生まないような形での新しい識別表示の在り方みたいなのは、今後検討する必要があるのではないかという2点なのですけれども、そういった点はいかがかなと思ってお願いいたします。

○梅田委員長 ありがとうございます。——お答えされますか。

○田中資源循環経済課長 ちょっと先に、すみませんでした。確かに回答が漏れておりました。2点目、ラベリングが書いてあるのは再生材利用のところだけですよねという御趣旨かなと思ってしまして、必ずしもそこに限るつもりでもなかったもので、他方でリサイクラビリティというものをどこまで数値化できるか、トップランナー化できるか、ラベリ

ング化できるかというところによってくるかなという気もしてしまして、技術的なところを詰めた上でということになると思いますけれども、ここで読めるような形にはしたいなと思っております。

リサイクラビリティはヨーロッパなどでも数値化して、あるいはリペアビリティを出すみたいな動きもありますが、本当にそうなのかどうなのかみたいな御指摘もあったりするところもあって、なかなかそう簡単ではないと思いつつも、でもやらないよりはいいのかなという気がします。そこは対応させていただきたいと思います。

それから高尾委員からいただいた宿題です。宿題を書いておくところはちょっと工夫をしたいと思います。場所は末尾のところになってくるかもしれませんが、その点、御容赦いただければと思います。

あと志、意志を示すところも後書きのところになるかもしれませんが、文章が余り、役人って法律の条文で使えない言葉は回避するようなどころがあるのですが、道筋を示すぐらいのことは書けるのかなという気がいたしております。

それと最後、G X移行債とC Eがリンクすること自体が経済的な動機にもつながるところは、まさにおっしゃるとおりでありまして、これはもうサーキュラーに限らないと思っ
てしまして、将来的なカーボンプライシングはどうなっていくかに係ってくるということで、先行者利益が生じるのは、きちんとカーボンプライシングが将来立っていくという予見があるから、海外でもそういうことが起きているわけだと思います。

その中でC E政策が貢献することは、今回G X投資フレームの中でもう整備されて、実際に予算もついている状況から確立されていると思いますけれども、どちらかというとG X自体のフレームで、どうやってカーボンプライシング的なことをビルトインしていくかというところは、横で同じグループでやってございますが、そういったところもきちんと確認していく必要があるかなと思ったところであります。ありがとうございます。

○梅田委員長 ありがとうございます。では、澤田委員、お願いします。

○澤田委員 少し細かな意見になるのですが、17ページの(3)循環資源の供給強化の3-1のAです。既存インフラの最大限の活用。我々容器包装でいくと容リ法になるのですけれども、再資源化される資源の量を最大化することを念頭に必要な制度的対応を行うことが書いてあるのですけれども、資源循環という意味からいくと、水平リサイクルを念頭に置いて質の高いものを進めないといけません。一生懸命やっている方々に誤解を与えるとよくないと思うのですけれども、量だけ増やせばいいという問題でもないと思う

のです。やはり質の高い資源循環を念頭に置く必要がある。今の容り法の範疇で行われているリサイクルというのが、高い質のレベルまで可能かどうかということについて、詳細をもう一回確認しないといけないと思います。この制度をベースに量を増やしましょうということになりますと、ちょっとクエスチョンがつくのではないかなと思います。EPRとして容り法でリサイクルをやっていただくために払っている費用というのがあります。

それとは別に、水平リサイクルのための再生材の購入費用か、再生材を共につくっていく費用などが生じてくるとすると、大きな企業だったとしても現実相当難しい。現状だってそんな簡単ではないのに、さらにオンされてくるとちょっと大変だなと思います。本当に既存のリサイクル制度にのっかった形でやるのがいいのかどうか。抜本的に考え直さないといけないのではないかと思いましたので、非常に細かな意見になって申し訳ないですがちょっと気になりました。

以上です。

○梅田委員長 どうぞ。

○田中資源循環経済課長 その意味で言うと、今回量も質もやりますということで2か所に分かれて書いているところもあるがゆえに量の最大化という言葉だけでワーディングされていて、ここだけ切り取ると量さえ増えればいような書き方に見えなくもなかったりするのですけれども、趣旨としては、まず今ある制度の中で質が高いものが、かつデマンドをつくっていく中で業界が欲しいものと併せて、そのパイが増えていくのを目指していくことが今回書きたかったところでありまして、その意味で言うと別のものをつくるというよりは、今回ここで書いているものはまさにリサイクル制度自体がそういった形で、質と量がいいものを供給できるような形に一部変えていきましょうという趣旨で書かせていただいているつもりであります。外づけで何か屋上屋を架すという趣旨では…

○澤田委員 いや、全然理解していないというわけではないです。これはリサイクルのやり方、在り方とセットでないと駄目だと思うのですよね。ほかの自動車リサイクル法とか、家電リサイクル法がどうなっているのかよく分かりませんが、そういう意味では量を増やして使っていけるものもあると思うのです。これであればいいですけれども、そうでないものもあるし、本当に資源循環と。循環ということは、途中でアウトしては駄目なのです。元に戻さないといけない。質のことも我々はすごく意識しながらやっていかないといけないという議論だったと思いますので、そうでないと使う人が心配になりますよね。その辺のところを何か分けて書くところなるのですけれども、それを一緒に捉えら

れているかという、文章だけ見たらそうは捉えられない場合があるのではないかなと思うので、そうするとリサイクルの在り方、やり方もセットで本当は書かないといけないですけれども、そういう意味で私はマテリアルリサイクルも重要だと思うのですよね。

ケミカルの場合は色もつかない。さっき言った添加物、いろいろなものが、特にポリオレフィンで入ってくるやつをキャンセルできる可能性があるとかね。その意味ではなかなかまだメインになってきていないリサイクルの在り方も同時にやっていかないと、質と量の両方なんてそんなに簡単にいくものではないので、だから本当に絵に描いた餅にならないようにするために、我々がどうするのかという議論だと思っています。その辺、もちろん我々も覚悟して取り組まないといけないと思っています。

○梅田委員長 では、岡部委員、お願いします。

○岡部委員 今の澤田委員の意見は非常に核心を突いているなと思っていて、まさに肝の部分でございまして、容りだとか、包装、家電、自動車のバンパーとか全てのペレットを今S I Pで評価していると。いわゆる使う側とリサイクラーとの品質に大きなギャップがあつて。もちろん容りの部分とほかの部分でギャップが小さいところもあれば、大きいところもあると思うのですよね。

ただ、日本の産業の特徴は、通常言われるのは品質、また納期遵守だと思うのですが、とはいえ使う側も品質が元より下がっても使う努力はしてほしいと思うのですが、元まで戻ってこなかったら門前払いということでは困るのだけれども、ある程度使える品質が量として集まる形にしてもらわないと多分むちゃくちゃな社会になってしまう可能性があるもので、その意味で今私たちマテリアルリサイクルもケミカルリサイクルも梅田委員長と一緒にやっているわけですが、ポートフォリオをいっぱいにしてリサイクル技術の革新とともに、質の高い再生材の量を増やすという意見には私も賛成だし、量だけ質だけと書いてしまうのは確かに今お話を聞いていてももうちょっと。

そのときに、もう一遍言わせてもらえればガラパゴス化しないで、ヨーロッパはそういうことをしているわけですから、ヨーロッパの流れとちゃんとキャッチアップしてというところで、最後の3項のところはもうちょっと検討していただいてもいいのかなというように私もちょうと感じました。

○梅田委員長 どうぞ、田中課長。

○田中資源循環経済課長 その意味で言いますと、質がいいものをきちんとどれだけ供給できるか突き詰めていくこと自体がまず1つ非常に重要だと思っておりますが、他方で

制度所管課として容器包装リサイクル法も所管してございますので、今のプラスチック循環の状況を見ると回収が一番難しいというお話もありましたけれども、そもそも循環の入り口についている量自体が4分の1ぐらいしかないという実態もありまして、かつ容リ法がカバーできているものも容器包装が使われている量に比べると、カバレッジがそんなに大きくないという実態もあります。何もしないと普通にそのまま燃やされている状況もあり、埋められている状況も改善していく必要があると思っていますので、私自身は必ずしも量の拡大自体だけをむやみに求めるのはおかしいのではないかとこのころはちょっと違う意見を持っておりまして、きちんとまず回収ができるところも担保していく必要があるのではないかなと。

その意味で言うと、容器包装リサイクル制度自体が皆さんにとってより使いたいような制度になっていく中で自治体であったり、あるいは産廃も含めてかもしれませんけれども使いやすいビークルになって、まず回収量が上がっていく。それによってプラスチック自体の循環性が、まずマスである程度高められていくことも、循環型社会を求めていく意味で言うと本当は必要かなと思っています。

それがベースにありながらも、品質が悪いものばかり出てきても困るのではないかとこのころは必ずあって、品質を上げないと結局それってごみになるだけではないかというところもおっしゃるとおりだと思いますので、質をどう上げていくかというところを制度の中で今必ずしも入り切れていない法制度で使いこなし、あるいは中間処理だったり、そういうところで高度化できる。あるいはケミカルリサイクルも含めてだと思いますけれども、どんどん消費ニーズに合わせてちゃんと入ってくれるような検討をする必要があるのはおっしゃるとおりだと思います。その点も引き続き入れたいなという趣旨でこういう構成になっているのですけれども、確かに分かれて質のところを書いてはいるものの、量だけ独立、スタンドアローンだと趣旨が伝わりにくいよねという気が私もいたしますので、これは御相談させていただきながら、あまり質と量を書き分ける必要もないかなという気もしてまして、質と量のところを今申し上げたような趣旨できちんと併せて誤解のないように書けるように、ちょっと工夫をさせていただければと思います。

○梅田委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。オンラインの委員の方々、醍醐委員、お願いします。

○醍醐委員 ありがとうございます。今の話もよく分かるのですけれども、私はどちらかといったらプラよりもメタルのほうが身近なのでどうしてもメタル視線で考えてしまっ

て、やはり難しいのは製品と材料がたて糸、よこ糸というのですかね。製品自体は複数の素材から成り立っているものですから、製品目線でいくとどうしても複数の素材のことを考えなければいけないし、材料のことから考えるとその材料をどういう製品に供給していくのかという話になっていくわけですね。そういう意味で、材料をざっくり分けるとさっきのプラスチックの議論のような話は……。

あともう一つ、この話で常に思うのは、さらに話がややこしくなるので言及しませんでしたけれども、カーボンニュートラルとどう整合していくのかみたいな話はあるのだと思うのです。その中で特にプラスチックみたいな、要は炭素を含むような材料は、ある種コンテキストの上では非常に特殊な材料かなとも思うわけです。だからこそさっきのケミカルリサイクルのような話も、多分出てきてもすごく分かる話ですし、またカーボンニュートラルの観点においては、すごくプライオリティが高いことにもなりかねないのだと思うのですよね。必ずしもマテリアルではないような気がします。

当然ながら材料とエネルギーって等価とまでは言わないですけども、非常に価値がコンバーティブルなものですから、その間をどう考えるのかということも含まれますし、あとメタルの中でも当然ながら汎用材料とクリティカルメタル、あるいはレアメタルみたいなところも違う特性を持つでしょうから、そういう意味でそれぞれの特徴に応じたことは考えていただいていると思うのですけれども、記述の上であまり材料種が違うところで読み間違えないような記述にはするべきだろうと。今日のレポーティングの上においては、そういうコメントとさせていただければと思います。

○梅田委員長 ありがとうございます。——ありますか。

○田中資源循環経済課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っていました、今の議論、かなりプラ、容りに偏っていたかと思いますけれどもテクノロジー自体も、あるいは素材自体のバリュー、再生材としての使い道であったり、どういったところに価値があるのか。もう構造が違ふと思いますので、それぞれごとにそういったものを丁寧に考えていくことを基底に据えているところはぶれないような記載になっているか、いま一度確認をしたいと思います。

○梅田委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょう。石坂委員、お願いします。

○石坂委員 時間があるということで少しお話させてもらおうと、天然資源の話になるとバージンの指定というのが今もなお非常に多くて、バージン資源と再生資源のものって、

必ずしも同一品質に持っていくのはかなり高コストですし、厳しいと思うのですよね。まだ天然資源のバージン資材発注にこだわるところについてどう考えていくのか。その辺の企業であったり、これは官民関係ない気もするのですけれども、まだ天然資源でないと駄目だということが往々にあるものですから、1つのメーカーさんが自社製品を自主回収する例で言うと水平リサイクルは可能性がかなり高くなると思うのですけれども、一旦市場に出回った素材のものを混合の状態で回収したときに原料精査をする。いわゆるソーティングの負荷はものすごく大きいですし、エネルギーがかかりますし、そうなったときのあ一定のレベルといったらいいですか。再生品のレベルの寛容さをどこまで持っていかというところもすごく重要だなと思いますので、その辺の社会の理解もそうですけれども使用者側であったり、発注者側にどのように訴求していくかということも今回の中で考えていただけるといいかなと思いました。ありがとうございます。

○梅田委員長　ありがとうございます。——ありますか。

○田中資源循環経済課長　おっしゃっていただいた点、重要だと思っております、まず寛容性というものが1つ技術で超えられるようにという意味で言うと、使いこなし技術というところをより伸ばしていくことだと思いますし、それでもイーブンにならないこともあるのだと思います。そのところは、どういったところには使えてどういったところには難しいのかという箇所づけも必要になってくようと思いますし、あとそのときのテクノロジーによってどこまで使えるのかでも変わってくると思うので、この辺は岡部先生が重々お詳しいところでデータベースをつくっていただいておりますけれども、そういったものをベースに対応していくということだと思います。

最後、もう一つは消費者の寛容性みたいなところが一番難しいところでありまして、パナソニックさんなどは10年前に再生材が表面に使われているものを売ろうとしたら全く売れなかったというお話もあって。もしかしたらもう一個大きなハードルもあるのかもしれないですけれども、最後は消費者教育のところだと思います。例えば白色塗料は表面と中を変えるみたいなのところから始まって、消費者理解と実績を積み上げていくことが1つの解になっていくのではないかなと思います。

○梅田委員長　ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。——よろしいですか。毎回のことながら非常に鋭くて示唆に富んだ御意見をいただきまして、ありがとうございます。

最後に私からも、もう十分、おなかいっぱいと言われるかもしれませんが意見を申し上げ

げたいと思います。

まずは田中課長をはじめとして経産省の皆さんにまとめていただいて、委員長としてもお礼申し上げます。大和田委員から大変な応援演説がありましたけれども、非常に重要なことをいろいろ言っているなと思っていて、サーキュラーエコノミーがリサイクルだけではない。そもそも成長につながるのだということを明確に位置づけつつ、リサイクルは需要と供給の平仄をちゃんと持つことがすごく大事です。量と質と、あと本当は時間というパラメータがあると思うのですけれども、そこにいろいろなものがぶら下がっていくという形でかなり深い問題になっていくと明確に言っていて、なおかつ、それに対する対策をいろいろやっていこうと。

それからC E コマースがちゃんと脚光を浴びて、ある種つなぎになってぐるぐる循環が回っていくのだと言っていることは、非常に重要なことをちゃんと言えていると思います。エコデザインはまだまだですね。それはいいとして、以上の意味で非常に意義のある中間取りまとめ案になっていると思いますが、一方で皆さんからいただいたように我が国の成長志向だったり、資源自律のためにはどこのボタンを押すのだという話はまだまだ整理できていないところも多々ありますし、一方で澤田委員の言われるように、まず動かなければ駄目なのだという御意見もあります。やれるところをやりつつ、まとめ案の中にもP D C A サイクルという言葉が多く出てきますけれども、それをちゃんと回すことをお役所をお願いしたいと思います。さすがにないと思いますけれども、これでめでたしめでたし、シャンシャン終わりということはある得ないと思うのです。ヨーロッパは相当しつこく同じことを繰り返しやってきますし、そういう意味でもこれを第一歩として、次もう一段、二段深めていった我が国のサーキュラーエコノミーというものを進めていっていただきたいと思います。

それでは、最後取りまとめの段階ですけれども今回の中間取りまとめ案について、ここまでの議論を伺って大きな方向性については合意されつつあるというように認識、理解させていただいております。本日、皆様方からいただきました意見、議論に基づき、取りまとめ案を事務局と調整いたします。具体的な修正内容については御一任いただければと存じます。その上でパブリックコメントをこれからやりますので、その実施及び内容の反映についても御一任いただければと存じますが、この方針でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。オンラインの委員の方々もいかがでしょうか。異議のある方は

何らかの意思表示をしていただければと思いますが、大丈夫でしょうか。——では、御異議はなかったということで今の方針で今後パブリックコメントを実施して、その意見を反映させて、整理させていただきたいと思います。合意いただいたことに深く感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。皆さん大変活発な御議論を賜り——これは一連の9回全てですね、誠にありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○田中資源循環経済課長　皆さん、長い時間にわたり貴重な御意見をありがとうございました。皆様の御指摘をいただけて、さらにより報告書とまさに先生におっしゃっていたような、まず道筋をつけることができるのではないかなと思っております。これを皮切りに、スタート地点だと思っておりまして、ドウのところとフレームをつくっていくことと、ロードマップもきちんと長期的なものもつくっていくところはまだまだ皆さんのお力を借りないといけないところだと思っておりますので、ぜひとも引き続き御指導いただければと思います。

最後に事務連絡でございますけれども、本日の議事録は委員の皆様にご確認いただいた後、経産省ウェブサイトに掲載予定ですので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また先ほど梅田委員長からもコメントいただきましたとおり、今回の議論を踏まえまして適切に御意見を反映させていただいて、委員長に御覧いただいた上でパブリックコメントに付して、その結果をまた皆様にフィードバックさせていただいた上で最終版の取りまとめとさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○梅田委員長　それでは、第9回資源循環経済小委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——